

袖 々 浦 市
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

令和 2 年 3 月

袖 々 浦 市

目 次

第 1 章 計画の基本事項	1
第 1 節 計画改定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画の期間	4
第 4 節 計画の範囲	5
第 5 節 計画の対象とする廃棄物	5
第 2 章 一般廃棄物を取り巻く環境	6
第 1 節 市の概要	6
第 1 項 人口及び世帯数	6
第 2 項 人口動態	8
第 3 項 年齢（5 歳階級）別、男女別人口	9
第 2 節 地域概要	10
第 1 項 位置	10
第 2 項 気象	11
第 3 項 産業の動向	12
第 4 項 土地利用状況	13
第 3 節 ごみ処理行政の動向	14
第 1 項 国及び県の方針等	14
第 3 章 ごみ処理基本計画	18
第 1 節 ごみ処理の現状及び実績	18
第 1 項 ごみ処理の現状	18
第 2 項 ごみ処理の実績	30
第 3 項 ごみ処理経費	41
第 2 節 ごみ処理の評価	42
第 1 項 類似市町村との比較	42
第 2 項 前回の計画における目標の達成状況及び評価	43
第 3 節 ごみ処理の課題の抽出	47
第 4 節 ごみ処理基本方針	50
第 1 項 ごみ処理基本方針	50

第2項	ごみ処理基本計画の施策	51
第5節	ごみ処理基本計画の策定	60
第1項	ごみの発生量及び処理量の見通し	60
第2項	ごみ発生・排出抑制施策の展開	70
第4章	生活排水処理基本計画	73
第1節	生活排水処理の現状と課題	73
第1項	生活排水の処理の現状	73
第2節	生活排水処理基本方針	77
第1項	生活排水処理基本方針	77
第2項	生活排水処理計画の施策	78
第3項	生活排水処理の取り組みの進展に向けた役割	83
第5章	計画の進行管理	84

第1章 計画の基本事項

第1節 計画改定の趣旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成5年（1993年）度に「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、4回の改定を行い、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進しています。

これまで、廃棄物処理法の改正及び循環型社会形成推進基本法やリサイクルの推進に係る諸法の制定等が行われ、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、循環型社会への転換に向けた対応が図られており、本市においても一般廃棄物の排出量の減少などの一定の成果が見られたところです。

生活排水（し尿及び生活雑排水）処理については、公共下水道及び農業集落排水施設の整備が完了したことや合併浄化槽等の普及推進により、生活排水処理率の向上が図られています。

本市における廃棄物処理の現状を見ると、ごみの総排出量については、減少傾向にあるものの、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は、横ばい傾向となっています。

ごみの資源化については、資源回収量が減少傾向にあり、再資源化率も減少傾向となっています。

このようなことから、更なるごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

また、広域廃棄物処理事業として君津地域4市の一般廃棄物の中間処理を行っている株式会社かずさクリーンシステム（以下「KCS」という。）については、令和8年（2026年）度末に事業終了となることから、現在、令和9年（2027年）度からの次期広域廃棄物処理施設整備について、安房地域2市1町（鴨川市、南房総市及び鋸南町）を含めた6市1町で進めています。

国においては、平成30年（2018年）6月に「第四次循環型社会形成推進計画」が策定され、千葉県においては、平成28年（2016年）3月に「第9次千葉県廃棄物処理計画」が策定されました。

また、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災や近年の豪雨による大規模な土砂災害等では、膨大な量の災害廃棄物が発生し、これらの災害廃棄物の処理について、国において「災害廃棄物対策指針」、千葉県において、「千葉県災害廃棄物処理計画」が策定され、災害廃棄物に関する方針が示されました。

こうした現状を踏まえ、諸課題への対処を図りつつ、持続可能な資源循環型社会への転換を促進するため、市・市民・地域・事業者が一体となって、更なるごみの減量化・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進し、水環境の保全に努めるため、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を改定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

計画の位置づけを以下に示します。

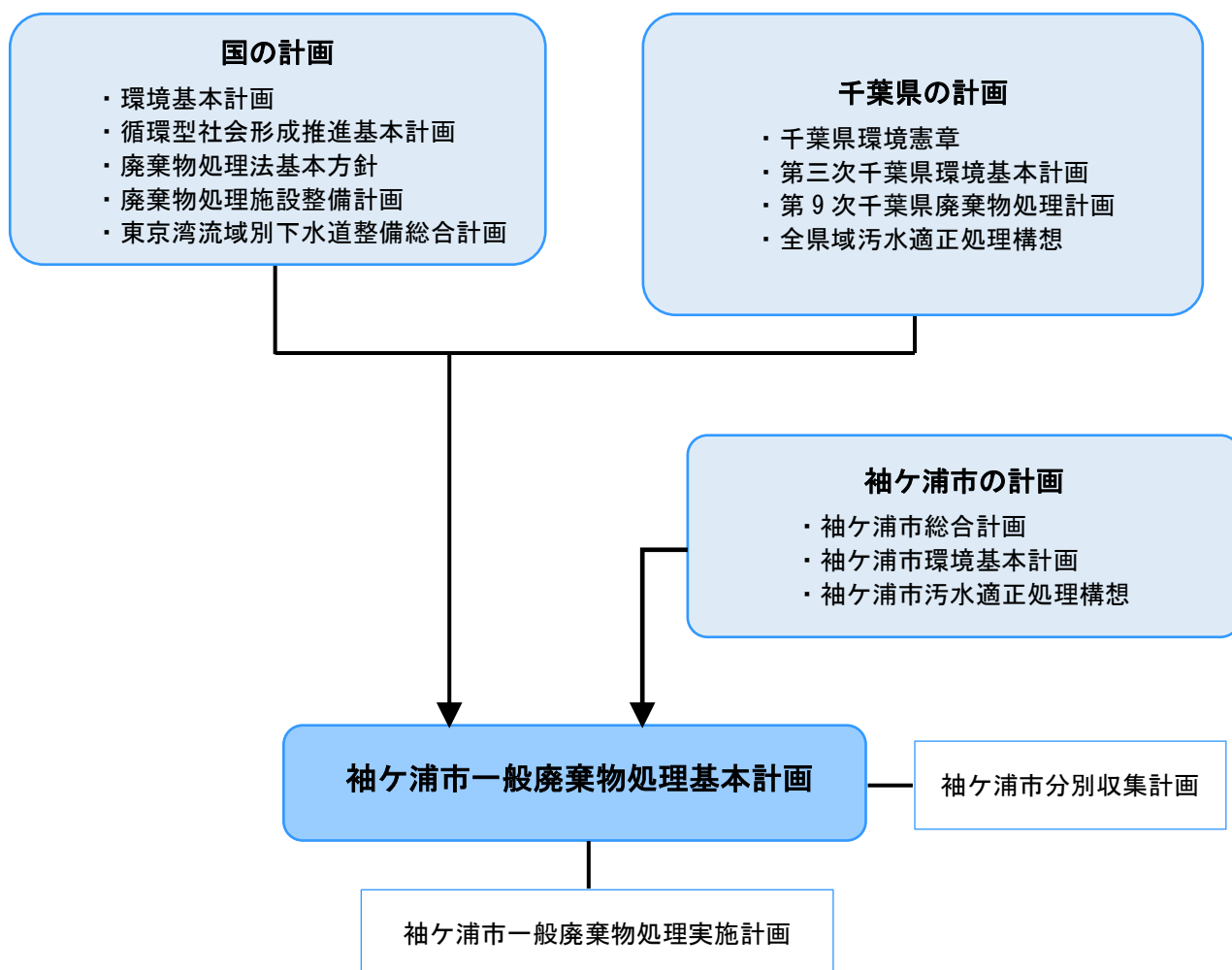


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた法体系を以下に示します。



図 1-2 一般廃棄物処理基本計画と上位計画等の関係

第3節 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、廃棄物処理法に基づき概ね10年から15年後に設定し、また、概ね5年ごとに改定することが適当とされています。

本計画では、上位計画である袖ヶ浦市総合計画及び袖ヶ浦市環境基本計画との整合性を図り、令和元年度を計画改定年度とし、令和2年（2020年）度を初年度として、令和13年（2031年）度を目標年度とした12年間を計画期間とします。

また、施策の具体的な評価をするため、令和7年（2025年）度を中間目標年度とします。

ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて、見直すものとします。

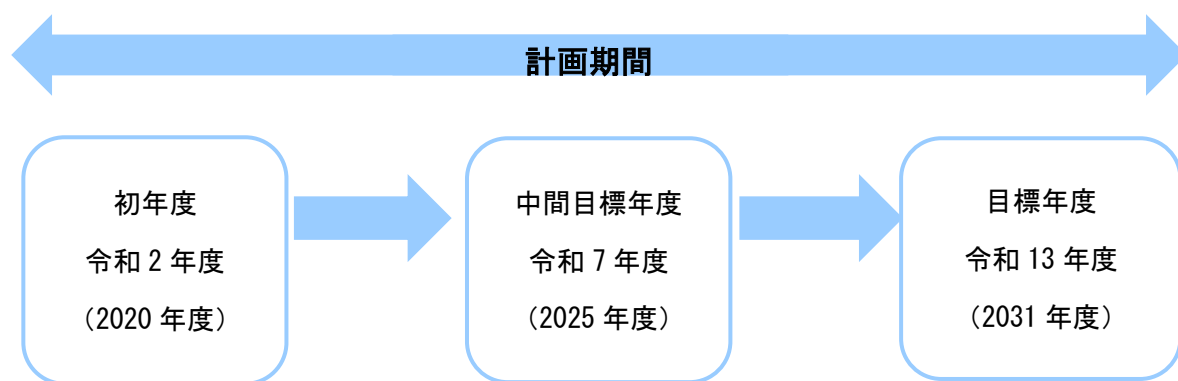


図1-3 計画の期間

第4節 計画の範囲

本計画の対象区域は行政区域内全域とします。

第5節 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）とします。

なお、生活排水には、し尿及び浄化槽汚泥を含むものとします。

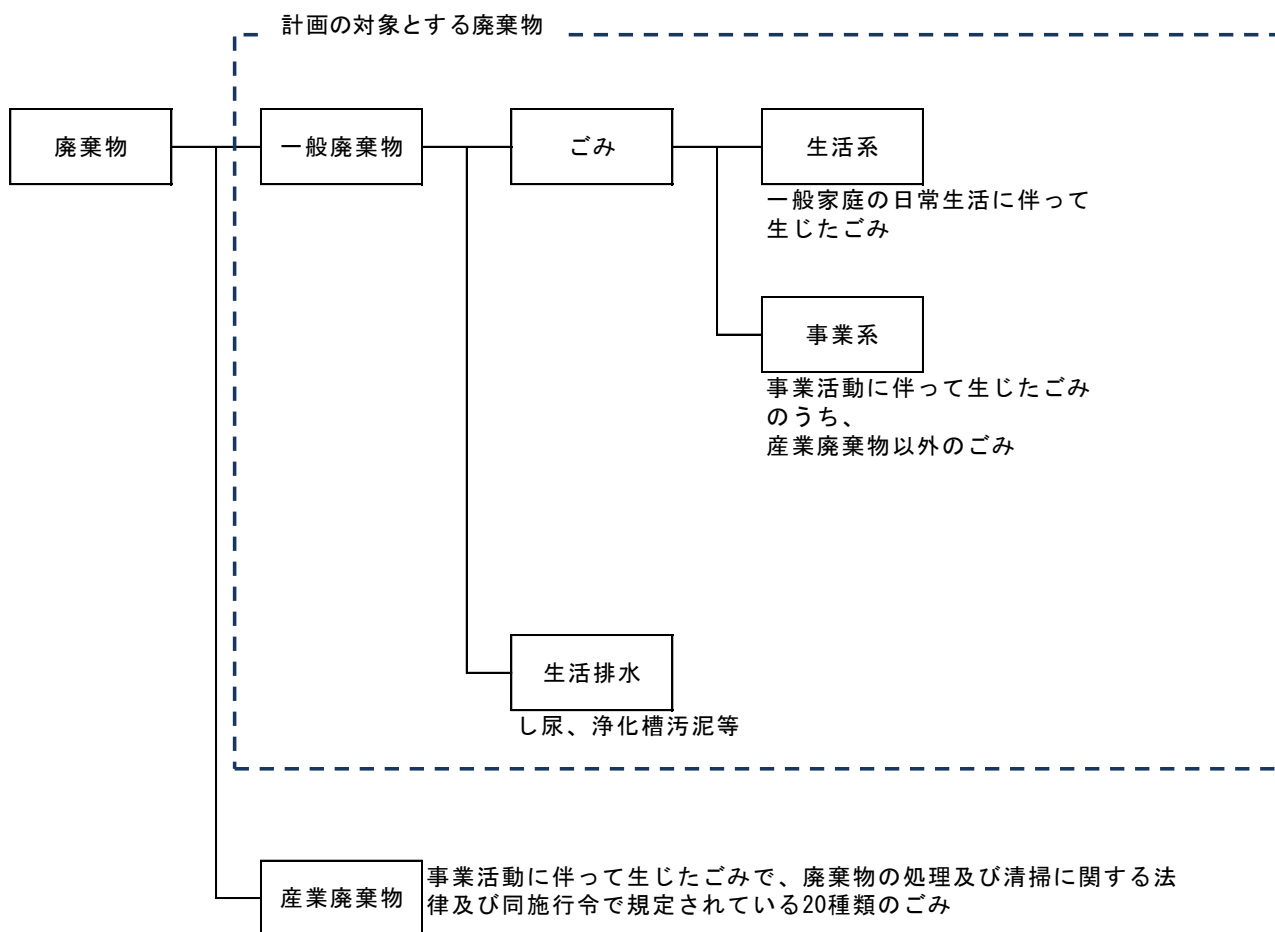


図1-4 計画の対象とする廃棄物

第2章 一般廃棄物処理を取り巻く環境

第1節 市の概要

第1項 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数の推移は以下のとおりです。人口は平成21年（2009年）度以降やや増加傾向を示していますが、世帯数は人口より増加傾向にありますので、1世帯当たりの人口は、やや減少傾向にあります。

【袖ヶ浦市の人口及び世帯数】

表 2-1 人口と世帯数の推移

(年度)

		H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
人口	(人)	61,316	61,463	61,481	61,559	61,895	61,972	62,147	62,390	63,251	63,704
世帯数	(世帯)	23,811	24,153	24,383	24,668	25,087	25,359	25,689	26,038	26,716	27,136
1世帯当たりの人口	(人/世帯)	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3

出典：袖ヶ浦市住民基本台帳（4月1日現在 外国人登録を含む）

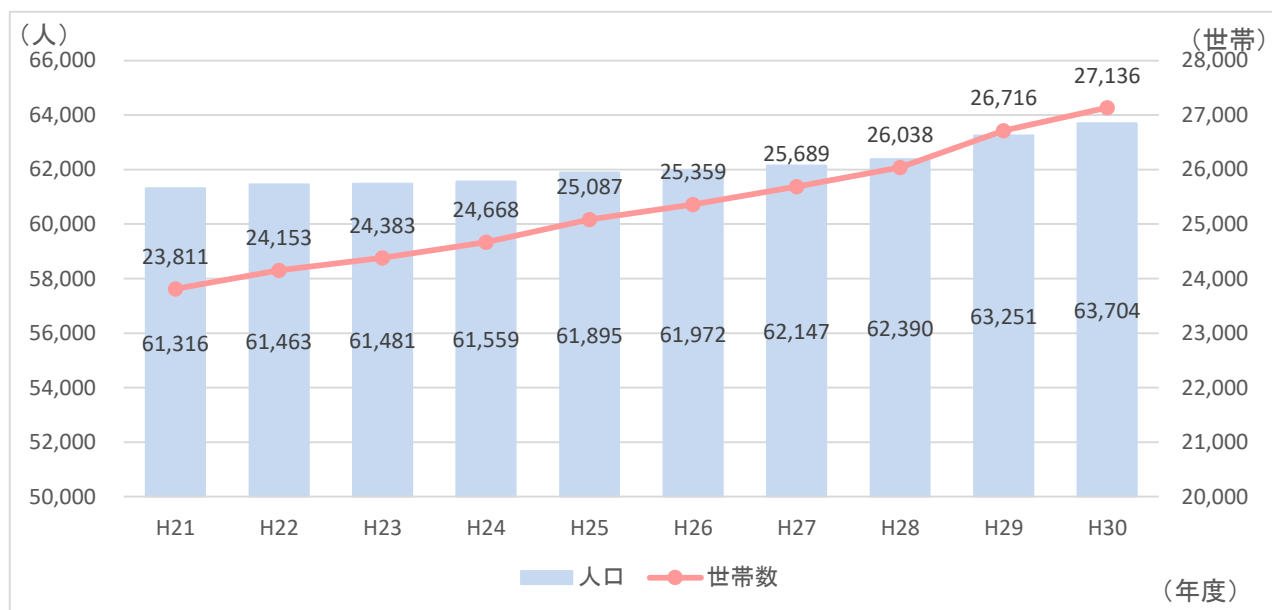


図 2-1 人口と世帯数の推移

【袖ヶ浦市の年齢別人口の推移（外国人を含む）】

市の人口構成は、10年前と比較して高齢者が増加し、若年層が減少しています。

また、最も人口が多い年齢層が69歳を迎え、高齢化が加速していく事が考えられることから、高齢者世帯のごみ出し支援等について検討が必要だと考えます。

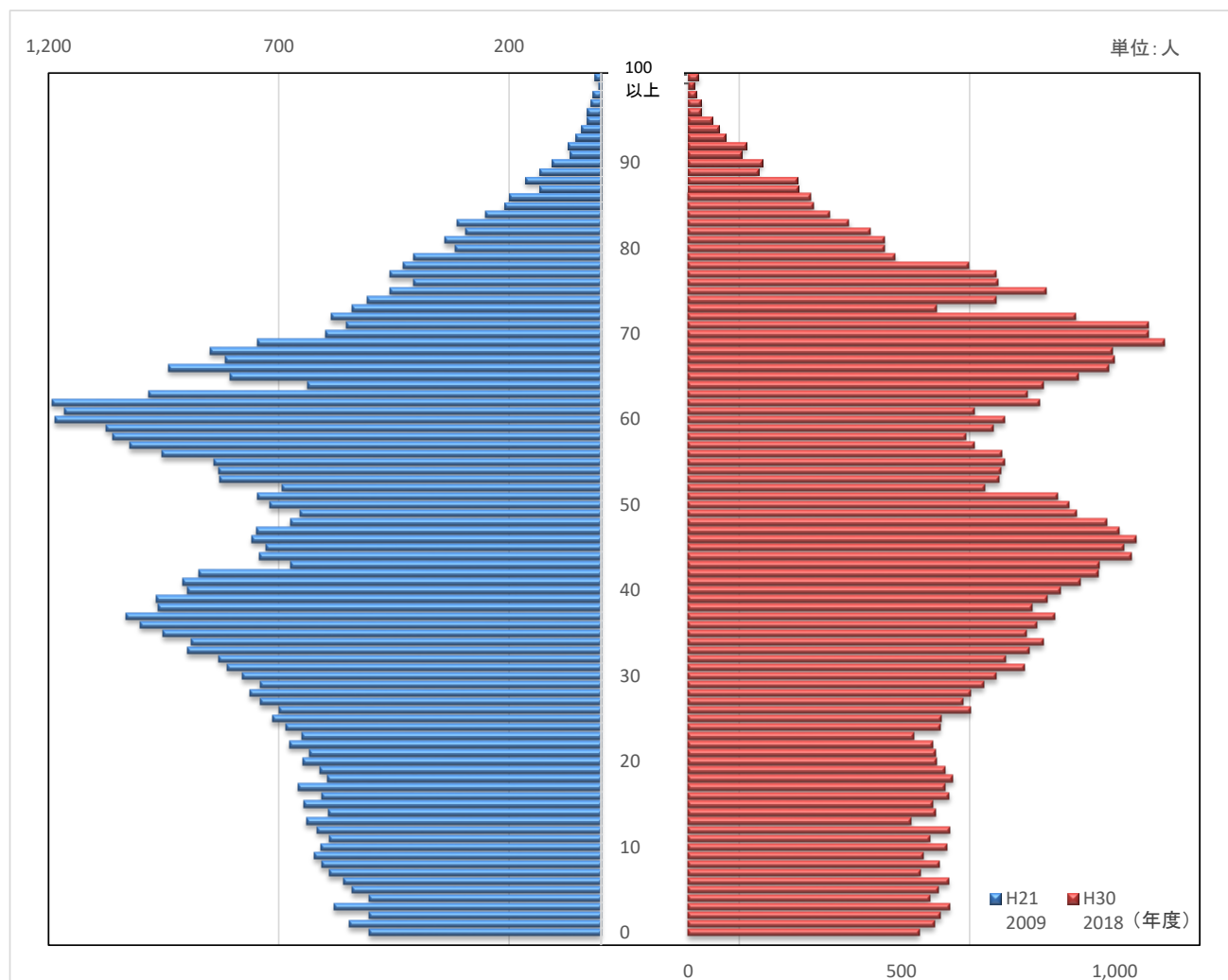


図 2-2 年齢別人口の推移（外国人を含む）

第2項 人口動態

自然動態については、平成23年（2011年）度以降死亡数が出生数を上回っており、「自然減」となっています。

また、社会動態については、転入者が転出者を上回る「転入超過」となっています。

表 2-2 自然動態の推移

（年度）

	出生			死亡			自然増減		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
H 2 1 2 0 0 9	457	229	228	444	238	206	13	-9	22
H 2 2 2 0 1 0	498	263	235	449	265	184	49	-2	51
H 2 3 2 0 1 1	465	240	225	501	286	215	-36	-46	10
H 2 4 2 0 1 2	512	257	255	573	293	280	-61	-36	-25
H 2 5 2 0 1 3	515	270	245	537	292	245	-22	-22	0
H 2 6 2 0 1 4	438	206	232	548	288	260	-110	-82	-28
H 2 7 2 0 1 5	501	251	250	589	320	269	-88	-69	-19
H 2 8 2 0 1 6	507	267	240	585	300	285	-78	-33	-45
H 2 9 2 0 1 7	517	267	250	555	289	266	-38	-22	-16
H 3 0 2 0 1 8	553	291	262	627	316	311	-74	-25	-49
合計	4,963	2,541	2,422	5,408	2,887	2,521	-445	-346	-99

表 2-3 社会動態の推移

（年度）

	転入			転出			社会増減		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
H 2 1 2 0 0 9	1,986	1,101	885	1,696	930	766	290	171	119
H 2 2 2 0 1 0	2,323	1,293	1,030	2,189	1,160	1,029	134	133	1
H 2 3 2 0 1 1	2,267	1,258	1,009	2,239	1,245	994	28	13	15
H 2 4 2 0 1 2	2,255	1,253	1,002	2,053	1,096	957	202	157	45
H 2 5 2 0 1 3	2,429	1,335	1,094	2,133	1,167	966	296	168	128
H 2 6 2 0 1 4	2,234	1,206	1,028	2,055	1,131	924	179	75	104
H 2 7 2 0 1 5	2,400	1,278	1,122	2,157	1,176	981	243	102	141
H 2 8 2 0 1 6	2,413	1,289	1,124	2,146	1,168	978	267	121	146
H 2 9 2 0 1 7	2,895	1,570	1,325	2,125	1,144	981	770	426	344
H 3 0 2 0 1 8	2,981	1,612	1,369	2,203	1,186	1,017	778	426	352
合計	24,183	13,195	10,988	20,996	11,403	9,593	3,187	1,792	1,395

第3項 年齢（5歳階級）別、男女別人口

本市の性別構造の推移は以下のとおりです。男女構成比率は、約50%で推移しています。5歳階級別人口では、男性は45～49歳、女性は65～69歳の人口が最も多くなっています。65歳以上の人口は、男性で24.8%、女性で28.8%であり、約4人に1人が65歳以上となっています。

表 2-4 男女構成比率の推移

(年度)

	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
男性（人）	30,938	31,062	31,026	31,102	31,287	31,293	31,308	31,454	31,909	32,179
（男性比率）	(50.5%)	(50.5%)	(50.5%)	(50.5%)	(50.5%)	(50.5%)	(50.4%)	(50.4%)	(50.4%)	(50.5%)
女性（人）	30,378	30,401	30,455	30,457	30,608	30,679	30,839	30,936	31,342	31,525
（女性比率）	(49.5%)	(49.5%)	(49.5%)	(49.5%)	(49.5%)	(49.5%)	(49.6%)	(49.6%)	(49.6%)	(49.5%)

出典：袖ヶ浦市住民基本台帳（4月1日現在 外国人登録を含む）

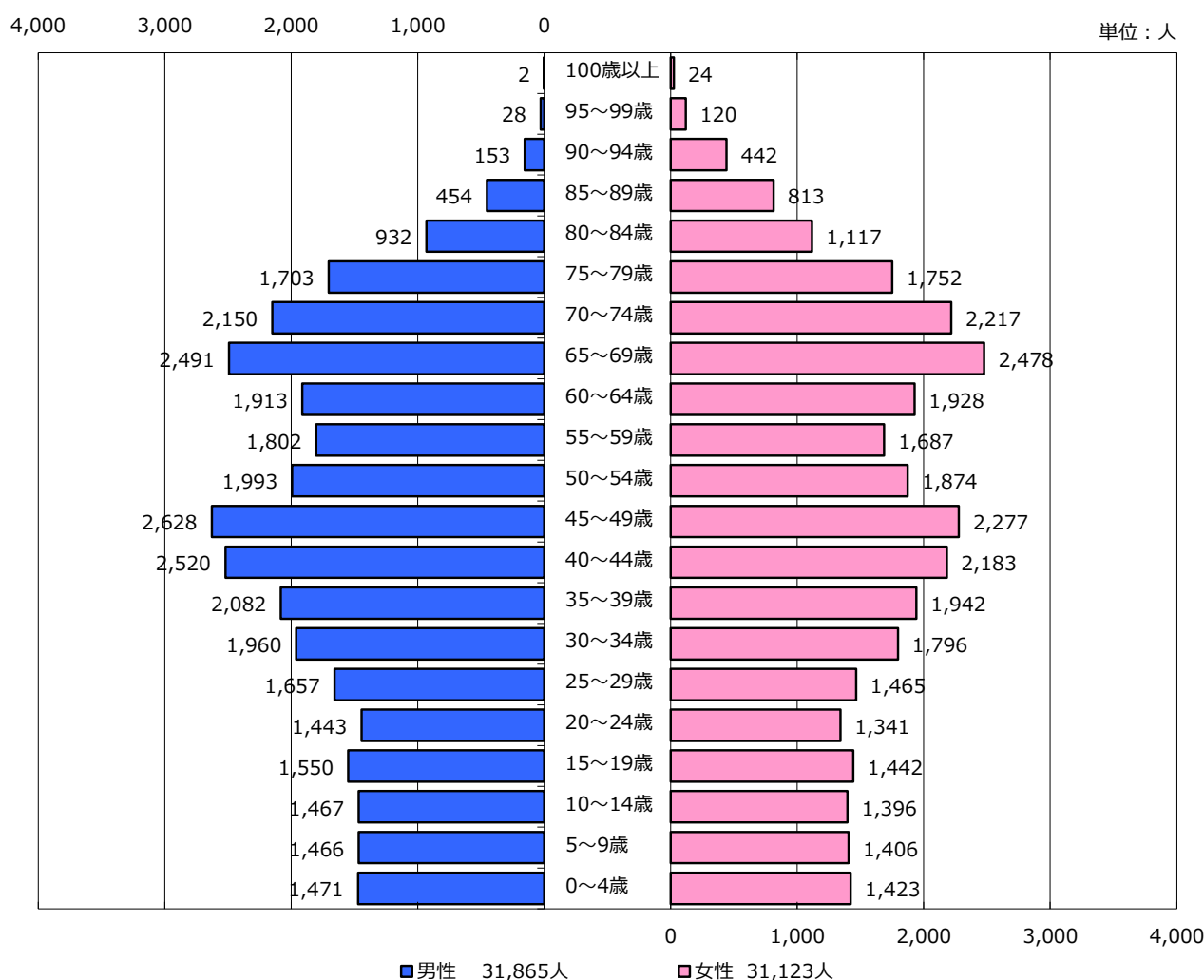


図 2-3 住民基本台帳年齢階級別人口

第2節 地域概要

第1項 位置

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。総面積は94.93平方キロメートル、周囲は84.50キロメートルで、東西約14.0キロメートル、南北約13.5キロメートルに広がっています。直線距離で東京都心から約35キロメートル、千葉市から約25キロメートルに位置し、袖ヶ浦駅から東京駅までJR京葉線で最短約60分、千葉駅までJR内房線で約30分で移動できるほか、袖ヶ浦バスターミナルからの高速バスを利用することで、都心部の主要駅まで約60分以内、東京国際空港（羽田空港）までは最短22分で結ばれており、鉄道や高速道路を通じて、主要駅や空港へのアクセスが良好な位置にあります。

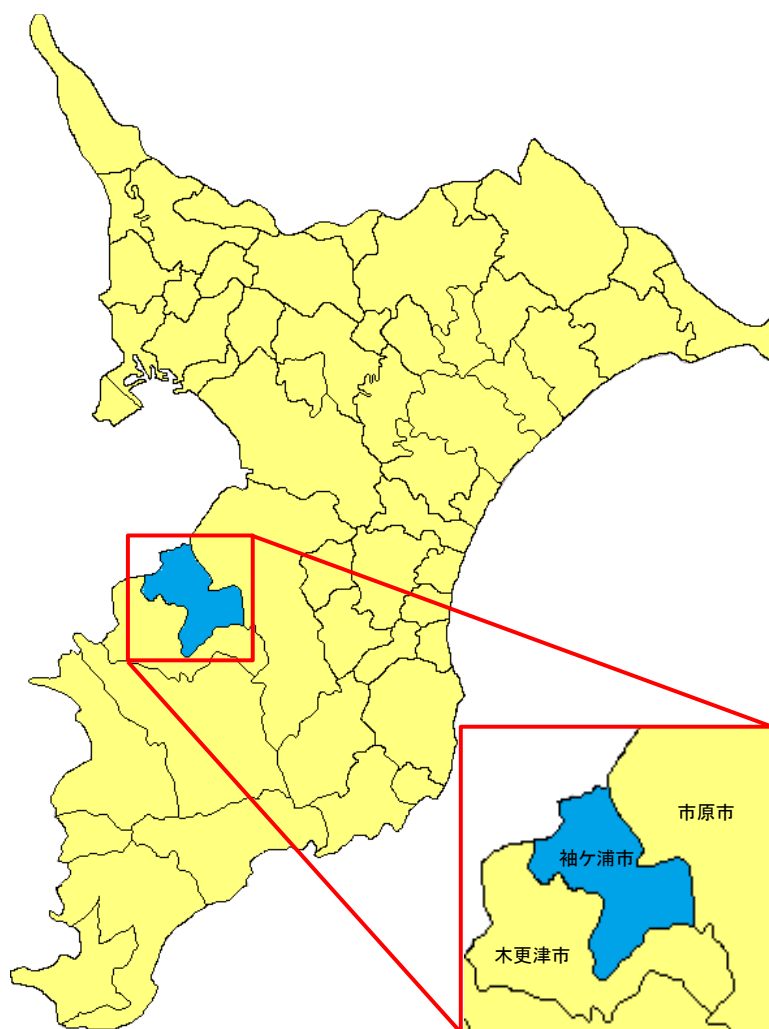


図2-4 袖ヶ浦市の位置

第2項 気象

平成30年（2018年）の年間平均気温は16.5℃と比較的温暖です。また、最高気温は8月で36.3℃、最低気温は2月で氷点下3.8℃となっています。降水量は、年間1,465mm程度です。

表2-5 地域の気温と降水量（平成30年・2018年）

	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	平均気温	日最高気温	日最低気温	
1月	5.1	16.5	-3.2	102
2月	5.3	16.0	-3.8	17
3月	11.4	24.0	0.7	211
4月	16.5	25.9	5.6	66
5月	19.1	28.1	8.6	178
6月	21.8	32.2	14.4	199
7月	27.5	36.1	19.9	86
8月	27.4	36.3	16.8	53
9月	22.6	31.6	13.3	372
10月	18.7	30.3	11.2	63
11月	13.6	22.9	5.1	60
12月	8.4	23.0	-0.1	58
年次平均	16.5	26.9	7.4	121.7

資料：平成30年 気象庁アメダス（木更津観測所）データ

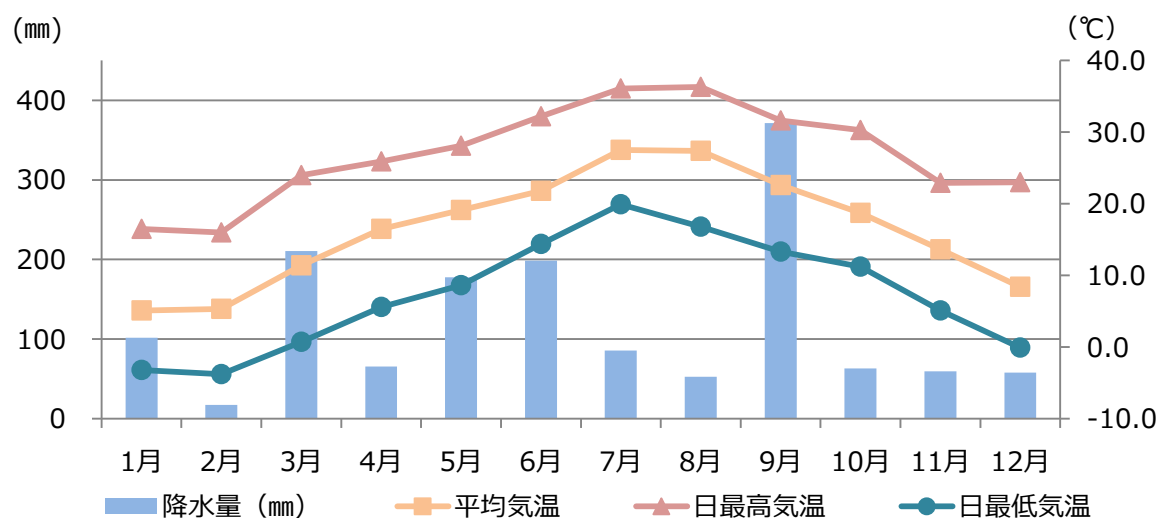


図2-5 地域の気温と降水量

第3項 産業の動向

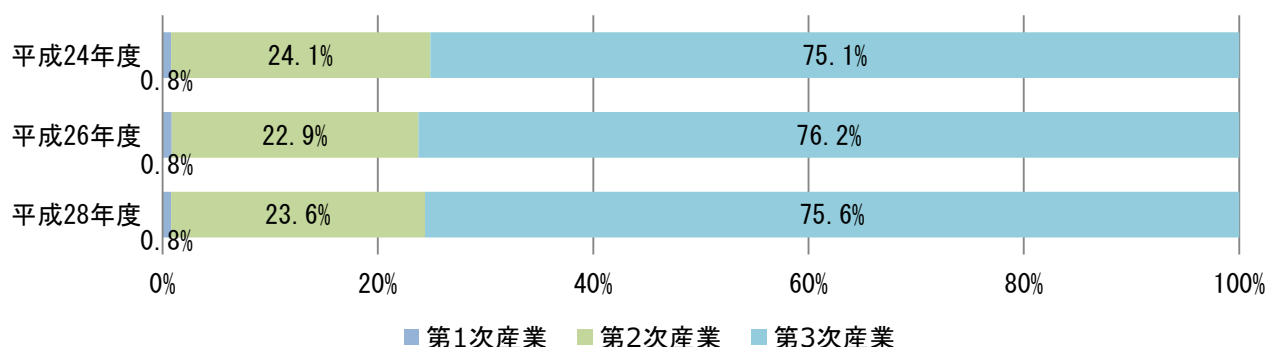
本市の産業別事業所数と従業者数を示します。事業所数の約75%をサービス業などの第3次産業が占めています。第3次産業の中でも卸売り・小売業が事業所数全体の約18%、従業員数も約12%となっており、主要な産業となっています。

表 2-6 産業別事業所数

事業所数 (単位:事業所)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	卸売業・小売業
平成24・2012年度	17	471	1,470	1,958	367
平成26・2014年度	17	462	1,536	2,015	359
平成28・2016年度	15	451	1,446	1,912	348

表 2-7 産業別従業者数

従業者数 (単位:人)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	卸売業・小売業
平成24・2012年度	190	7,845	15,449	23,484	3,068
平成26・2014年度	161	7,786	16,771	24,718	2,815
平成28・2016年度	206	8,779	16,038	25,023	3,066



※四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-6 産業別事業所数

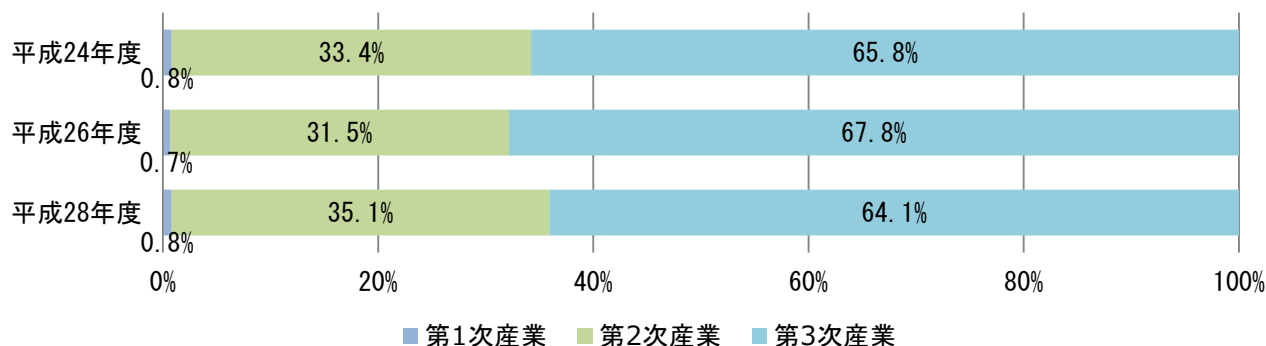


図 2-7 産業別従業者数

出典：平成24年、26年、28年経済センサス

表 2-8 産業大分類別事業所数及び従業者数

区分	事業所数	割合		従業者数	割合	
		市	国		市	国
総数	1,912			25,023		
農業, 林業	15	0.8%	0.5%	206	0.8%	0.6%
漁業	—	—	0.1%	—	—	0.1%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.1%	0.0%	12	0.0%	0.0%
建設業	303	15.8%	9.2%	2,521	10.1%	6.5%
製造業	147	7.7%	8.5%	6,246	25.0%	15.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.3%	0.1%	380	1.5%	0.3%
情報通信業	6	0.3%	1.2%	20	0.1%	2.9%
運輸業, 郵便業	115	6.0%	2.4%	2,243	9.0%	5.6%
卸売業, 小売業	348	18.2%	25.4%	3,066	12.3%	20.8%
金融業, 保険業	23	1.2%	1.6%	245	1.0%	2.7%
不動産業, 物品賃貸業	94	4.9%	6.6%	280	1.1%	2.6%
学術研究, 専門・技術サービス業	77	4.0%	4.2%	2,000	8.0%	3.2%
宿泊業, 飲食サービス業	227	11.9%	13.0%	1,647	6.6%	9.4%
生活関連サービス業, 娯楽業	166	8.7%	8.8%	1,110	4.4%	4.3%
教育, 学習支援業	41	2.1%	3.1%	211	0.8%	3.2%
医療, 福祉	198	10.4%	8.0%	3,497	14.0%	13.0%
複合サービス事業	9	0.5%	0.6%	201	0.8%	0.9%
サービス業(他に分類されないもの)	136	7.1%	6.5%	1,138	4.5%	8.4%

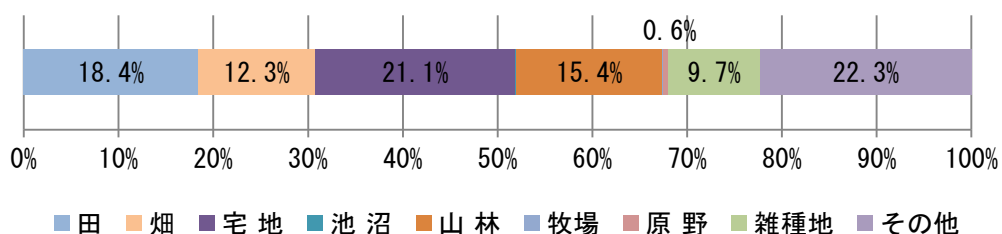
出典：平成 28 年・2016 年 経済センサス

第 4 項 土地利用状況

本市の 21.1% が宅地です。また、田・畑で約 31% を占めています。

表 2-9 土地利用

	総 数	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	雑 種 地	その他
土地利用 (千㎡)	94,931	17,479	11,713	20,021	112	14,655	24	544	9,221	21,162



※四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-8 土地利用

出典：千葉県統計年鑑（平成 29 年・2017 年）

第3節 ごみ処理行政の動向

第1項 国及び県の方針等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた施策が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた施策が求められるようになりました。廃棄物処理・再資源化に関する国及び県の方針等を示します。

表 3-1 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・県の計画などの経過

年 月	関連する計画など
平成11年（1999年） 3月	千葉県広域化計画（千葉県）
平成13年（2001年） 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年（2003年） 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年（2005年） 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年（2005年） 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成20年（2008年） 3月	第二次循環型社会形成推進基本計画改訂（国）
平成20年（2008年） 9月	千葉県廃棄物処理計画・第7次（千葉県）
平成22年（2010年） 12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年（2011年） 3月	千葉県廃棄物処理計画・第8次（千葉県）
平成25年（2013年） 5月	第三次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成28年（2016年） 1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更（国）
平成28年（2016年） 3月	千葉県廃棄物処理計画・第9次（千葉県）
平成30年（2018年） 6月	第四次循環型社会形成推進基本計画（国）

1. 国の動向及び達成目標

- (1) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年（2016年）1月変更）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下基本方針）を定めています。この方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを示しています。

表 3-2 基本方針の数値目標

項 目	目 標
ごみ排出量	平成24年(2012年)度に対し、平成32年度において約12%削減(家庭系ごみ500g/人・日)
再資源化率	平成24年(2012年)度の21%に対し、平成32年(2020年)度において約27%に増加
最終処分量	平成24年(2012年)度に対し、平成32年(2020年)度において約14%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年(2018年)6月)が、定められました。

第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を次に示します。

7つの方向性

- ①持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ②地域循環共生圏による地域の活性化
- ③ライフサイクル全体での資源循環の徹底
- ④適正処理の推進と環境再生
- ⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
- ⑦循環分野における基盤整備

表 3-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

項 目	目 標
一人一日当たりのごみ排出量	令和7年(2025年)度に約850g/人・日
一人一日当たりの家庭系ごみ※排出量	令和7年(2025年)度に約440g/人・日

※：家庭系ごみ＝生活系ごみ－集団回収量－資源ごみ－直接搬入ごみのうち資源として利用されているもの

2. 県の動向及び達成目標

千葉県では、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用を推進することで、持続可能な循環型社会への一層の転換を目指し、平成32年（2020年）度を目標年度とする「千葉県廃棄物処理計画」（第9次）を平成28年（2016年）3月に策定しました。

「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据え、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策を展開しています。同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量などの目標が定められています。数値目標を次に示します。

計画の基本方針

- 県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にする持続可能な循環型社会を築きます。
- 「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図ります。

表 3-4 県の数値目標

項目	目 標
ごみ排出量	平成32年(2020年)度におけるごみ排出量を196万t以下(1人1日当たり877g以下) 平成25年(2013年)度実績値(218万トン)を基準として、約10%削減
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	平成32年(2020年)度におけるごみ1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500g以下 (平成25年(2013年)度実績542g)
再資源化率	平成32年(2020年)度において30%以上(平成25年(2013年)度実績23.5%)
最終処分量	平成32年(2020年)度における最終処分量を13万トン以下 平成25年(2013年)度実績値(16.3万トン)を基準として、約20%削減

3. 市の上位計画における方針等

(1) 袖ヶ浦市総合計画

袖ヶ浦市総合計画では、廃棄物対策の施策の方向性を定めています。
施策の方向性を次に示します。

施策の方向性

- ①ごみ減量化・再資源化の推進
- ②ごみの処理体制の整備
- ③し尿処理の適正処理
- ④不法投棄の防止

(2) 袖ヶ浦市環境基本計画

袖ヶ浦市環境基本計画では、基本施策を「環境にやさしい循環型社会を形成するまち」と定めています。

基本施策

- ①3R活動等による廃棄物の減量化・資源化
- ②廃棄物等の適正処理の推進
- ③廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策
- ④建設発生土・再生土への対策

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状及び実績

第1項 ごみ処理の現状

1. ごみ処理のフロー

(4) 平成30年度 ごみ及びし尿処理フロー

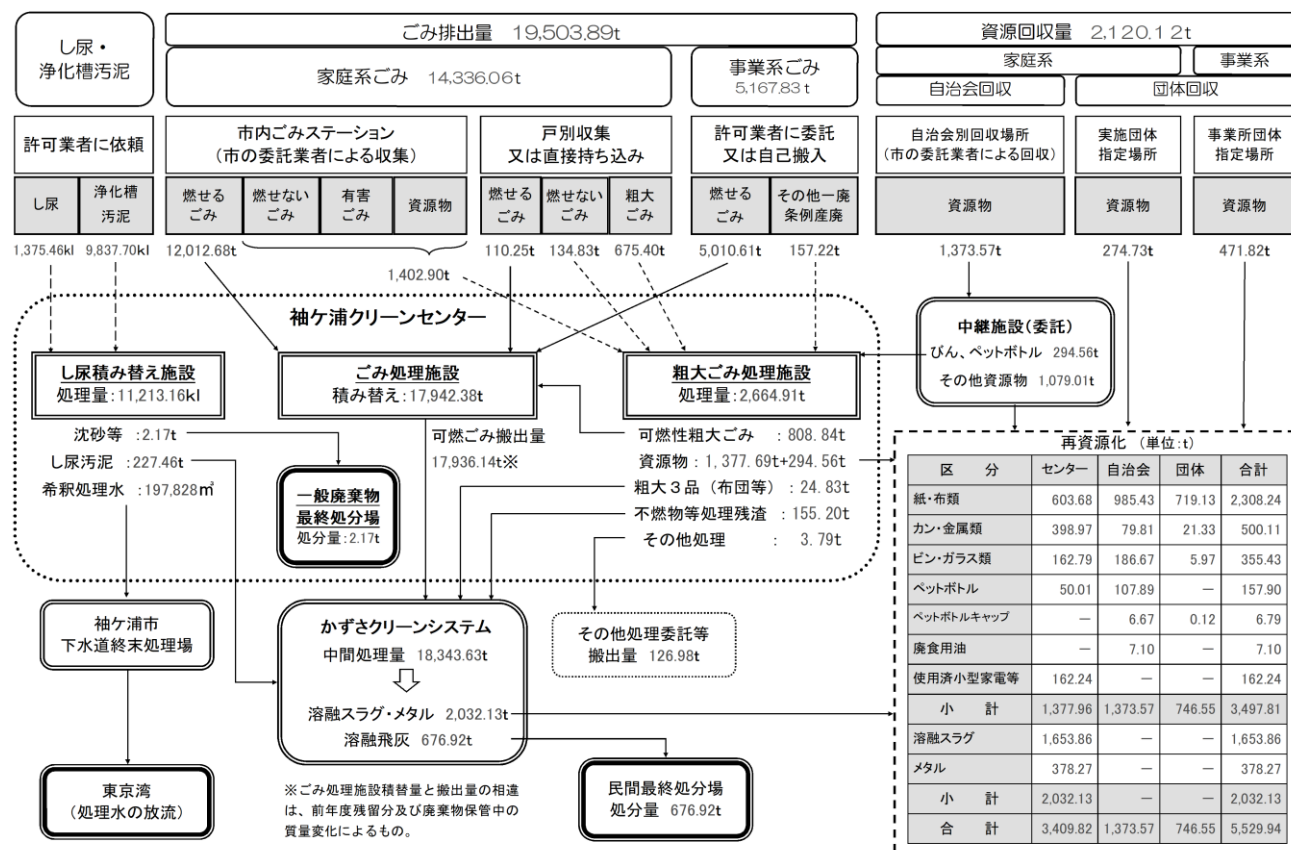


図 3-1 ごみ及びし尿処理フロー (平成 30 年度・2018 年度)

2. ごみ処理体制の現状

本市におけるごみの排出抑制・分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に係る運営管理体制等の現状は以下のとおりとなっています。

(1) 排出抑制・分別排出の現状

1) 家庭系ごみの排出抑制・分別排出に関する事業

表 3-5 家庭系ごみの排出抑制・分別排出に関する事業

事業名	事業概要
ごみ指定袋制度 平成 13 年（2001 年）7 月開始	家庭ごみ処理を有料化することにより、費用負担の軽減からごみを減量しようとする動機づけを行い、家庭ごみ排出量の抑制と資源化の推進を図っています。
粗大ごみ有料化制度 平成 25 年（2013 年）10 月開始	
生ごみ肥料化容器等購入設置 助成金制度 平成 3 年（1991 年）4 月開始	各家庭で生ごみを肥料として再利用し、生ごみの減量化を図る生ごみ肥料化容器の普及を促進するため、助成金交付制度を実施しています。
ごみ減量化・資源化協力店制度 平成 7 年（1995 年）10 月開始	簡易包装の推進や買い物袋持参運動などごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定してします。
剪定枝粉碎機の貸し出し 平成 19 年（2007 年）6 月開始	家庭から排出される剪定枝（切枝）等の減量化・資源化を図ろうとする市民に、剪定枝粉碎機を無料で貸し出しています。
資源回収団体事業 昭和 61 年（1986 年）度開始	家庭から発生するごみを資源として再利用する事業で、資源の回収を行っている P T A ・子供会等の団体に対し、資源回収活動の活性化を図るため、その回収量に応じて助成金を交付しています。
資源回収自治会事業 平成 5 年（1993 年）10 月開始	住民の自主的なごみ資源化活動を活性化するため、その回収量に応じて助成金を交付しています。資源回収事業に参加する自治会には、資源の分別指導、回収場所の管理等を行う廃棄物減量等推進員を 1 名委嘱し、資源回収の実効性を高めています。
使用済小型家電リサイクル 平成 26 年（2014 年）10 月開始	家庭ごみの中から対象となる使用済小型家電を選別し、適正なりサイクルを実施する認定事業者へ引き渡すことで、資源の循環的利用を図っています。
枝草類の資源化事業 平成 30 年（2018 年）5 月開始	搬入された枝草類等を資源物の一時保管施設であるストックヤードに一時保管後、資源化処理業者に引き渡すことで、資源化を図っています。

(2) 事業系ごみの排出抑制・分別排出に関する事業

表 3-6 事業系ごみの排出抑制・分別排出に関する事業

事業名	事業概要
排出事業所に対する指導	事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での排出抑制に努め、ごみとして排出する場合においても、資源物は分別を徹底し、民間の資源回収業者へ分別排出するよう指導しています。
事業用大規模建築物を所有する事業者への指導	市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者に、市条例に基づき、減量化・資源化計画書等の提出を義務づけ、ごみの減量化・資源化及び適正な処理に取り組むよう指導を行っています。
事業所によるリサイクル活動の支援 平成3年(1991年)10月開始	事業所等から排出される一般廃棄物について、資源化及び再利用によりリサイクル社会の実現を目指しています。(袖ヶ浦ワークス・リサイクル会)

3. 収集・運搬の現状

(1) 収集・運搬する一般廃棄物の区分等

表 3-7 ごみの分別収集

分別区分	主なごみの種類
(1) 家庭系一般廃棄物	
燃せるごみ	紙くず、繊維類、プラスチック類、ビニール類、ゴム類、皮革類、台所ごみ、草葉類、光学ディスク、内側がアルミの紙パック
燃せないごみ	金属類、せともの・陶器類、刃物類、ガラス・鏡類、指定袋に入る電気機器
有害ごみ	エアゾール缶(スプレー缶)、カセットボンベ、ライター、蛍光灯・蛍光管・電球・豆電球・グローランプ、水銀を使用しているもの(温度計・体温計・血圧計など)、乾電池類(アルカリ電池・マンガン電池・リチウム電池・コイン型リチウム電池)、磁気テープ類(カセットテープ・ビデオテープなど)

資源物	ガラスびん	ジュース、酒類、清涼飲料、ジャム、はちみつ、佃煮、しょうゆ、オイスターソース、風邪薬、栄養ドリンクなどが入っていたびん
	空き缶類	ジュース、酒類、清涼飲料、果物や魚の缶詰、粉ミルク、ドッグフード、キャットフード、のり、お茶、クッキーなどの缶
	P E T ボトル	ジュース、酒類、清涼飲料、しょうゆ、みりん、調味酢などのP E T ボトル
	古布類	シャツ、ズボン、スカート、スーツなどの古着、タオル、シーツ、ハンカチなどの古布
	古紙	新聞紙、折込チラシ、週刊誌、文庫本、単行本、カタログなどの本全般、荷物用段ボール、牛乳、ジュース、酒類など
	小型家電	携帯電話端末、・ P H S 端末、パソコン（モニターを含む）※タブレット型情報通信端末を含む、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書、電卓、理容用機器、ゲーム機、カー用品、これらの付属品
	粗大ごみ	家具類、寝具・敷物類、生活用品類、電気製品類、趣味・遊具類、長尺類
(2) 事業系一般廃棄物		
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴い発生する一般廃棄物で、市がやむを得ない事情があると認め、かつ処分が可能な範囲。
	資源物	
(3) 動物の死体		
	動物の死体	犬・猫等の死体
(4) 市長が認めた産業廃棄物		
	農業用ビニール (マルチ)	農業用ビニール (マルチ)

表 3-8 排出方法等

分別区分		排出容器等	収集回数	収集場所
(1) 家庭系一般廃棄物				
燃せるごみ		指定袋	3 回/週	ごみステーション
燃せないごみ		指定袋	1 回/週	ごみステーション
有害ごみ		透明又は半透明袋	1 回/月	ごみステーション
資源物	ガラスびん	透明又は半透明袋	1 回/週	ごみステーション
	空き缶類	透明又は半透明袋	1 回/週	ごみステーション
	P E T ボトル	透明又は半透明袋	1 回/週	ごみステーション
	古布類	ひもで縛る又は透明、 半透明袋	1 回/週	ごみステーション
	古紙	ひもで縛る	1 回/週	ごみステーション
	小型家電	指定袋 (燃せないごみ)	1 回/週	ごみステーション
		—	随時	自己搬入
		—	随時	拠点回収
粗大ごみ	粗大ごみ処理券	都度	戸別収集	
	手数料	都度	自己搬入	
(2) 事業系一般廃棄物				
事業系一般廃棄物		—	随時	自己搬入又は許可者
資源物		—	随時	自己搬入又は許可者
(3) 動物の死体				
動物の死体		—	随時	自己搬入又は許可者
(4) 市長が認めた産業廃棄物				
農業用ビニール（マルチ）		—	随時	自己搬入

(2) 収集・運搬の方法

1) 家庭ごみの収集・運搬の方法

家庭ごみの排出者は、「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出るごみを正しく分別し、燃せるごみ・燃せないごみは、「袖ヶ浦市指定ごみ袋」に入れ、有害ごみは透明または半透明の袋に入れて、集積場所に収集日の朝8時までに排出することとしています。集積場所に排出された家庭ごみは、市が委託した収集運搬業者が定期的に収集し、袖ヶ浦クリーンセンターへ搬入します。

ただし、粗大ごみは、戸別収集もしくは袖ヶ浦クリーンセンターへ自己搬入することとしています。

2) 資源物の収集・運搬の方法

排出者は、「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出る資源物は分別して再生利用を図るものとし、資源物を集積場所に収集日の朝8時までに排出することとしています。集積場所に排出された資源物は、市が委託した業者が定期的に収集し、袖ヶ浦クリーンセンターへ搬入されます。

ただし、資源回収自治会事業を実施している地区については、資源回収自治会事業で定めた集積場所に排出することとしています。

3) 排出禁止物

家庭から排出される一般廃棄物であっても、次に掲げるものは、集積場所及びクリーンセンターに排出できないものとして条例に規定されています。

- ・有害性物質を含むもの
- ・著しく悪臭を発するもの
- ・危険性のあるもの
- ・容積又は重量の著しく大きいもの
- ・前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの

4) 事業系ごみの収集運搬

事業活動に伴い発生する一般廃棄物は自己処理を原則としますが、市がやむを得ない事情があると認め、かつ処分が可能な範囲内において、自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬により、袖ヶ浦クリーンセンターへ搬入するものとします。

5) 動物の死体の収集運搬

犬・ねこ等の死体の処理は、飼い主が自らの責任で行うことを原則とし、自ら処理できないときは、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。また、路上等に放置された動物死体は、市の委託業者が袖ヶ浦クリーンセンターまで収集運搬しています。

6) 市が認めた産業廃棄物の収集運搬

条例に定める市が処分することができる産業廃棄物は農業用ビニール（マルチ）と
しています。ただし、排出事業者は、決められた出し方により、袖ヶ浦クリーンセン
ターへ自己搬入する必要があります。

7) 一般廃棄物収集運搬業許可（ごみ）の許可方針

ごみ排出量の見込みを勘案すると、既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保
されるため、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

ただし、一般廃棄物の広域的な処理、リサイクルの促進、ごみの減量化の観点から
必要と認める場合は、この限りではありません。

(3) 収集・運搬車両の状況

本市の収集・運搬車両の状況を次に示します。

収集委託の収集車両台数は11台、総積載量は約26tとなっています。

収集許可の収集車両台数は68台、総積載量は約374tとなっています。

表 3-9 収集・運搬車両の状況（平成 31 年度・2019 年度）

	委託	許可	合計
台数（台）	11	68	79
積載量（t）	26.35	374	400.35

(4) 指定ごみ袋等手数料

本市の指定ごみ袋と粗大ごみの手数料の状況を次に示します。

表 3-10 指定ごみ袋等の種類・料金

項目	指定袋のサイズ	料金
燃せるごみ	20 リットル	11 円/枚
	30 リットル	13 円/枚
	40 リットル	16 円/枚
燃せないごみ	20 リットル	11 円/枚
	30 リットル	13 円/枚
	40 リットル	16 円/枚
粗大ごみ	自己搬入	手数料 10kg あたり 100 円
	戸別収集	500 円、1000 円/1 点 粗大ごみ処理券を購入

4. 中間処理の現状

(1) 中間処理の概要

袖ヶ浦クリーンセンターに搬入される不燃ごみ及び粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設で破碎選別処理し、金属類等の資源化を図るとともに、有害ごみ及び資源物については選別・保管により適正処理及び資源化を図っています。

また、平成18年（2006年）4月より、資源物及び使用済乾電池等民間へ処理を委託する一部の廃棄物を除き、ごみの全量をKCSに中間処理委託しており、KCSにおいて適正処理及び再資源化处理（熔融スラグ・メタルの資源化）を行っています。

5. 中間処理の方法

(1) 袖ヶ浦クリーンセンターにおける中間処理

表 3-11 中間処理の状況

廃棄物の種類		処理区分	処理方法等
燃せるごみ		一時保管・ 積み替え	中継施設にて集約、破碎残渣等と攪拌し、KCS排出用車両へ積み替えています。
燃 せ な い ご み	破碎前金属	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡しています。
	破碎不適物 （金属類）	資源化	破碎処理前に手選別し貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡しています。
	その他	破碎処理	破碎処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡しています。破碎残渣は、中継施設を経由しKCSへ排出しています。
有 害 ご み	乾電池・ 水銀使用物	個別処理	手選別し、ドラム缶にて保管後、専門業者に処理を委託しています。
	蛍光灯	個別処理	手選別し、粉碎機で減容しドラム缶にて保管後、専門業者に処理を委託しています。
	エアゾール缶 ・ライター	個別処理	手選別し、内容物確認後、KCS排出車両に積み替えています。
	その他	破碎処理	内容物を確認後、破碎処理のうえ磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡し、破碎残渣は中継施設を経由しKCSへ排出しています。

粗大ごみ	畳・布団・ マットレス	一時保管・ 積み替え	KCS 排出用車両への積み替えを行っています。
	枝草類	資源化	貯留スペースで保管後、資源化处理業者に引き渡しています。
	破碎前金属	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡しています。
	破碎不適物 (金属類)	個別処理	破碎処理前に手選別し貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡しています。
	その他	破碎処理	破碎処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。破碎残渣は、中継施設を経由しKCSへ排出しています。
資源物	ガラスびん	資源化	無色・茶色・その他に手選別し、個別の貯留ピットで保管後、ガラスレットとして公益財団法人日本容器包装リサイクル協会又は資源回収業者へ引き渡しています。
	空き缶類	資源化	磁選器及び手選別によりスチール缶とアルミ缶に選別し、個別の貯留ピットに保管後、資源回収業者に引き渡しています。
	ペットボトル	資源化	ペットボトル圧縮機により圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しています。
	古布類	資源化	内容確認後、貯留スペースで保管し、資源回収事業者へ引き渡しています。
	古紙	資源化	新聞、雑誌、段ボールに手選別し、個別の貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡しています。
	小型家電	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、認定事業者へ引き渡しています。
動物の死体		一時保管・ 積み替え	内容確認後、冷凍庫に一時保管し、定期的に委託業者がKCSに運搬しています。

(2) KCSにおける中間処理

表 3-12 KCSにおける中間処理

廃棄物の種類	処理区分	処理方法等
袖ヶ浦クリーンセンターより 排出された廃棄物	溶融処理 (委託)	高温溶融処理により、スラグ・メタルに再生し、資源回収業者に引き渡しています。また、処理過程で発生する溶融飛灰は最終処分場へ排出しています。

(3) その他廃棄物の中間処理

火災廃材、不法投棄回収物、災害廃棄物等については、発生の状況に応じて適正に処理しています。

6. 中間処理施設の概要

(1) 袖ヶ浦クリーンセンター

1) ごみ焼却施設

表 3-13 袖ヶ浦クリーンセンターの焼却施設概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンターごみ処理施設
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-5
処理方式	流動床・全連続燃焼式
焼却能力	120 t / 日
稼働年月日	平成元年（1989 年）4 月 1 日 平成 18 年（2006 年）3 月末にて焼却処理を休止、現在は中継施設として利用
管理主体	市（委託）

2) 粗大ごみ処理施設

表 3-14 袖ヶ浦クリーンセンターの粗大ごみ施設概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-249
処理方式・内容	二軸剪断式破碎機・回転式破碎機による破碎、 磁選機等による分別、手選別ラインによる分別
能力	16 t / 日 (資源物：7.5 t / 日、粗大ごみ等：8.5 t / 日)
稼働年月日	平成元年（1989 年）4 月 1 日
管理主体	市（委託）

(2) K C S

表 3-15 K C S 概要

施設名	君津地域広域廃棄物処理施設
所在地	木更津市新港 17-2
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融・全連続燃焼式
処理規模	450 t / 日 ・ 第 1 工場 100 t / 日 × 2 炉 ・ 第 2 工場 125 t / 日 × 2 炉
稼働年月日	第 1 工場 平成 14 年 (2002 年) 4 月 1 日 第 2 工場 平成 18 年 (2006 年) 4 月 1 日
管理主体	K C S

7. 最終処分の現状

(1) 最終処分の概要

K C S での中間処理により発生する溶融飛灰 (本市分) については、民間最終処分場にて埋立処分しています。

市が保有する最終処分場は、周辺環境に配慮して適正に維持管理しています。

(2) 市が所有する最終処分場

表 3-16 袖ヶ浦クリーンセンター最終処分場の概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-250
埋立方法	サンドイッチ方式による準好気性埋立
敷地面積	12,288 平方メートル
埋立地面積	6,010 平方メートル
埋立容量	22,500 立方メートル
埋立残余容量	3,678 立方メートル (平成 30 年 (2018 年) 10 月末推計)
埋立開始年月	平成元年 (1989 年) 4 月
埋立終了年月	未定
埋立対象廃棄物	不燃ごみ、資源ごみ、焼却残渣 (燃え殻) ※現在は、し尿処理に伴う沈砂のみ埋め立てている。
浸出液の処理方法	浸出液処理施設にて、生物処理 + 物理化学処理 (高度処理)
処理水の放流先	東京湾

表 3-17 久保田最終処分場の概要

施設名	久保田最終処分場
所在地	袖ヶ浦市久保田 1489
埋立方法	サンドイッチ埋立工法
敷地面積	13,908 平方メートル
埋立地面積	7,809 平方メートル
埋立容量	38,400 立方メートル
埋立残余容量	—
埋立開始年月	昭和 46 年（1971 年）7 月
埋立終了年月	平成 10 年（1998 年）1 月 ※平成 15 年（2003 年）3 月埋立処分終了報告
閉鎖年月	平成 31 年（2019 年）3 月
埋立対象廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、破碎ごみ、焼却残渣（燃え殻）
浸出液の処理方法	浸出液処理設備による処理
処理水の放流先	久保田川～東京湾

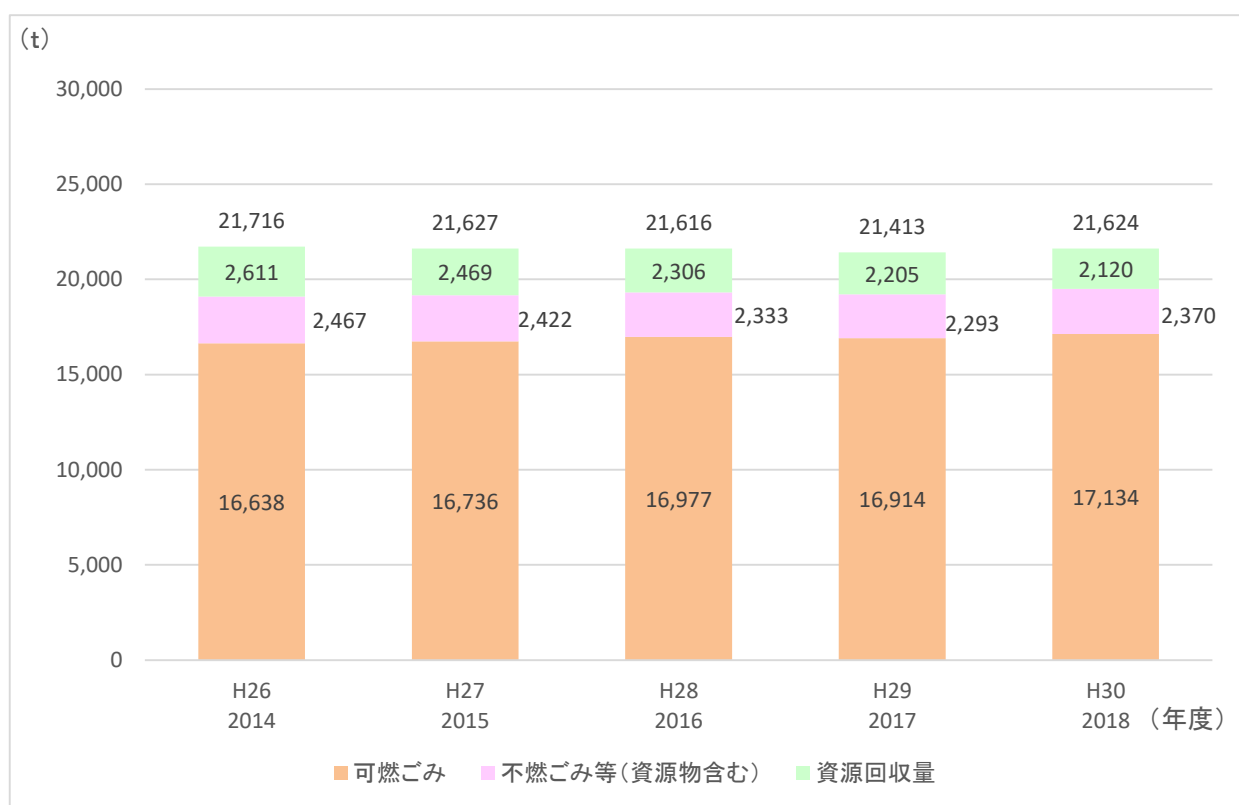
第2項 ごみ処理の実績

1. ごみ量の実績

(1) 総排出量の実績

ごみ総排出量の実績は以下のとおりです。

年間のごみ総排出量は、概ね横ばい傾向にあります。種類別に見ると可燃ごみが約8割を占めています。ごみ総排出量に占める各排出量の割合は、ほとんど変動していません。平成30年（2018年）度では、可燃ごみ79.2%、不燃ごみ等11.0%、資源回収量9.8%となっています。



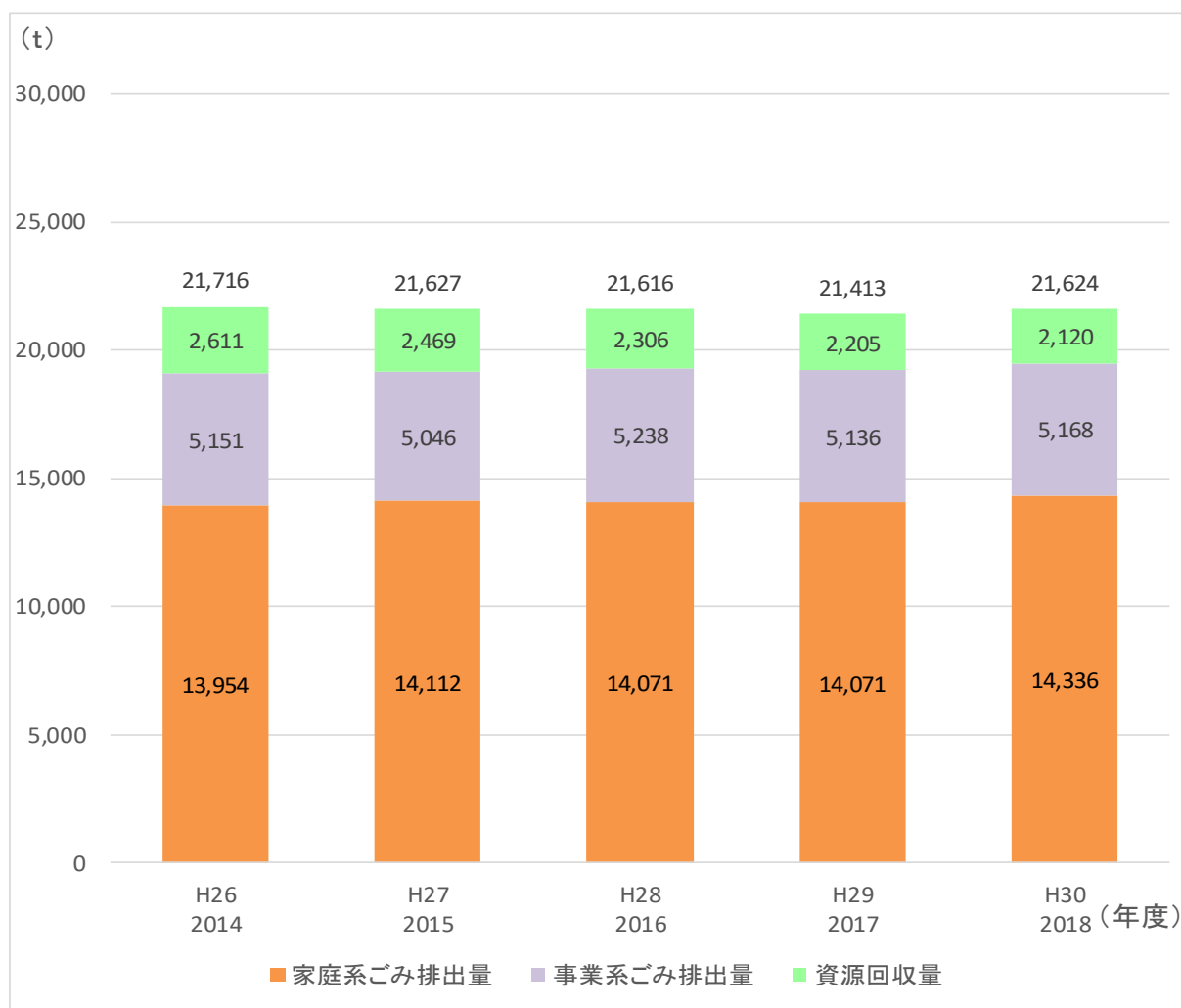
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-2 種類別排出量

(2) 排出形態別排出量の実績

排出形態別排出量の実績は以下のとおりです。

平成26年(2014年)度からの推移をみると家庭系ごみは増加傾向にあり、事業系ごみはほぼ横ばい傾向にあります。全体に占める割合では、家庭系ごみが増加しているため、事業系ごみの比率は、やや減少しています。平成30年(2018年)度では、家庭系ごみ66.3%、事業系ごみ23.9%、資源回収9.8%となっています。



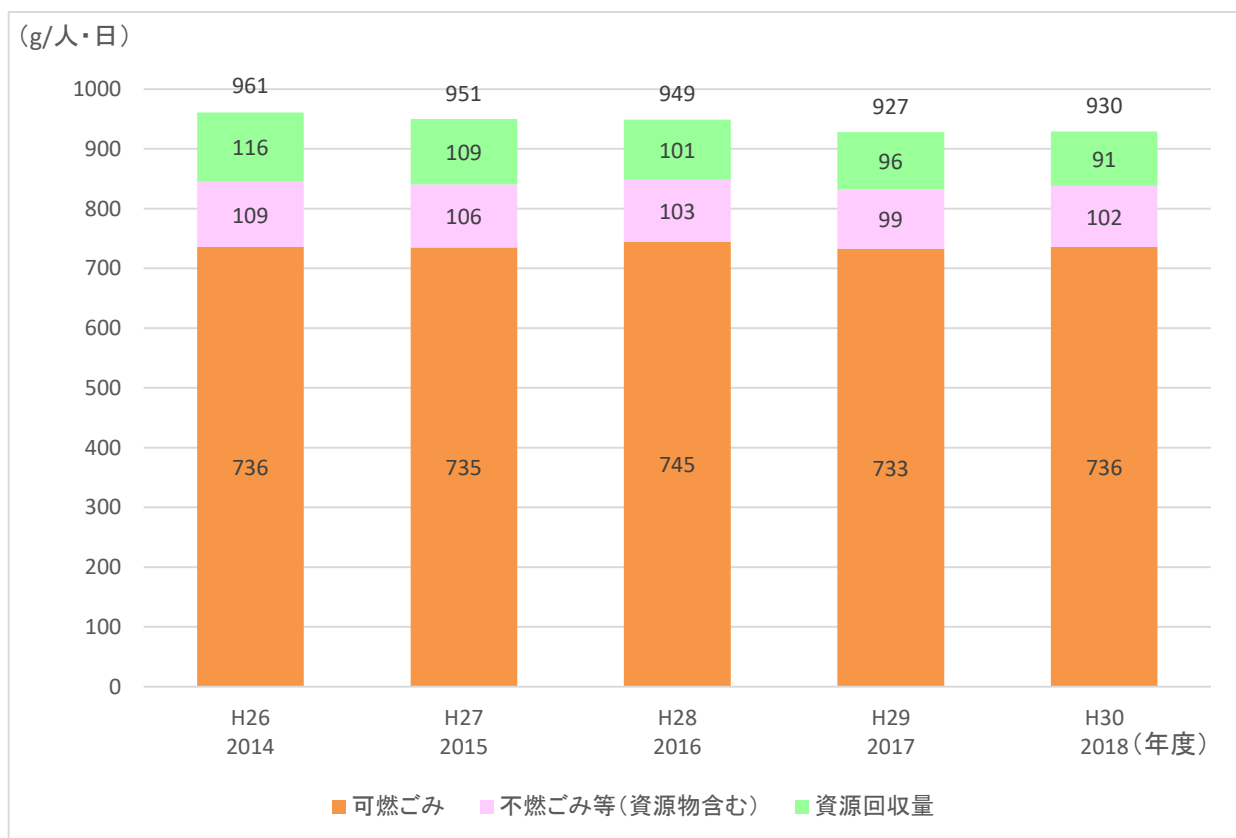
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-3 排出形態別排出量

(3) 1人1日当たりのごみの総排出量

1人1日当たりのごみの総排出量は以下のとおりです。

家庭系と事業系を合わせた可燃ごみ、不燃ごみ等は、概ね横ばい傾向を示しています。資源回収量が減少しているため、平成26年（2014年）度以降やや減少傾向で推移しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

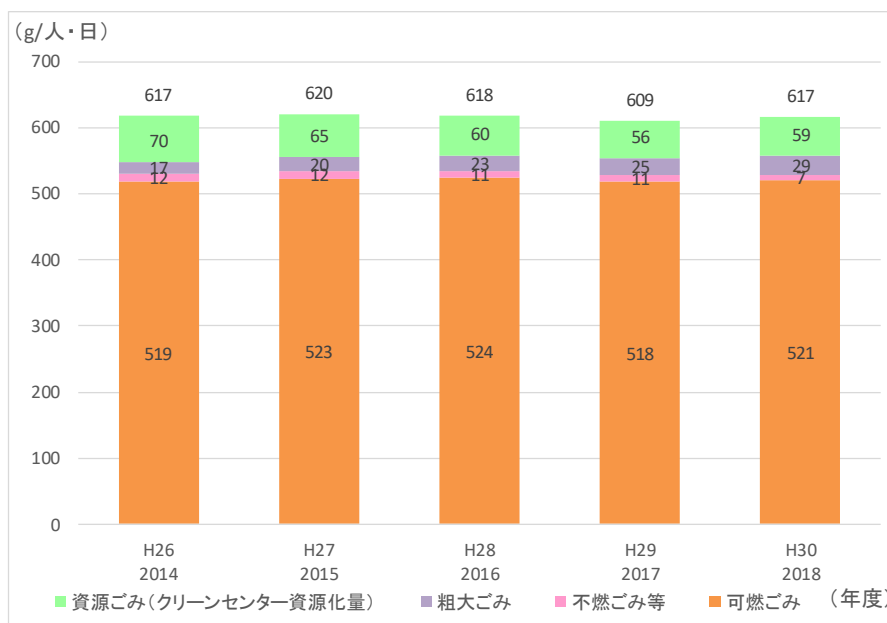
図 3-4 1人1日当たりのごみ総排出量

(4) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は以下のとおりです。

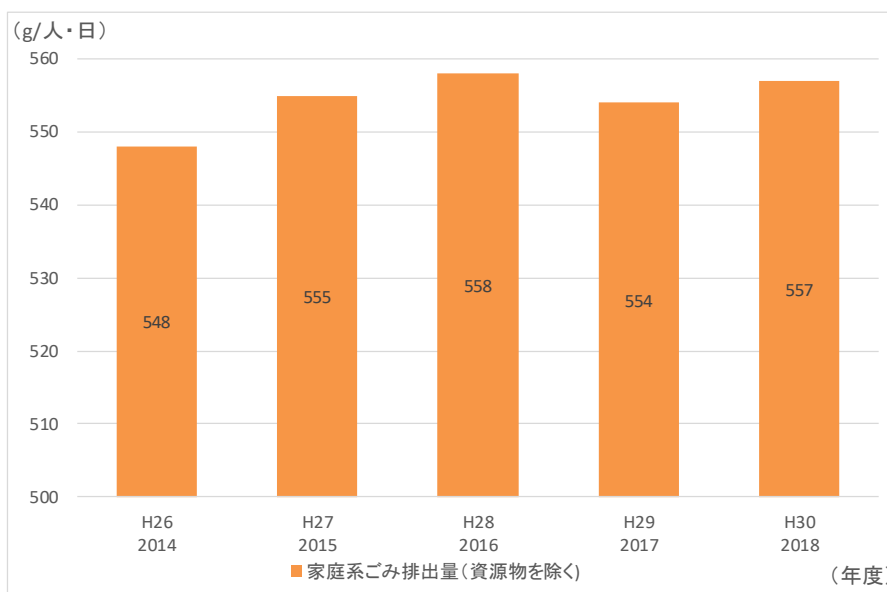
平成26年（2014年）度以降あまり大きな変化はなく概ね横ばい傾向を示しており、平成30年（2018年）度では可燃ごみが排出量の84.6%、不燃ごみが1.1%、粗大ごみが4.7%、資源ごみが9.6%を占めています。

また、資源ごみを除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、概ね横ばい傾向を示しており、平成30年（2018年）度では557g/人・日となっております。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

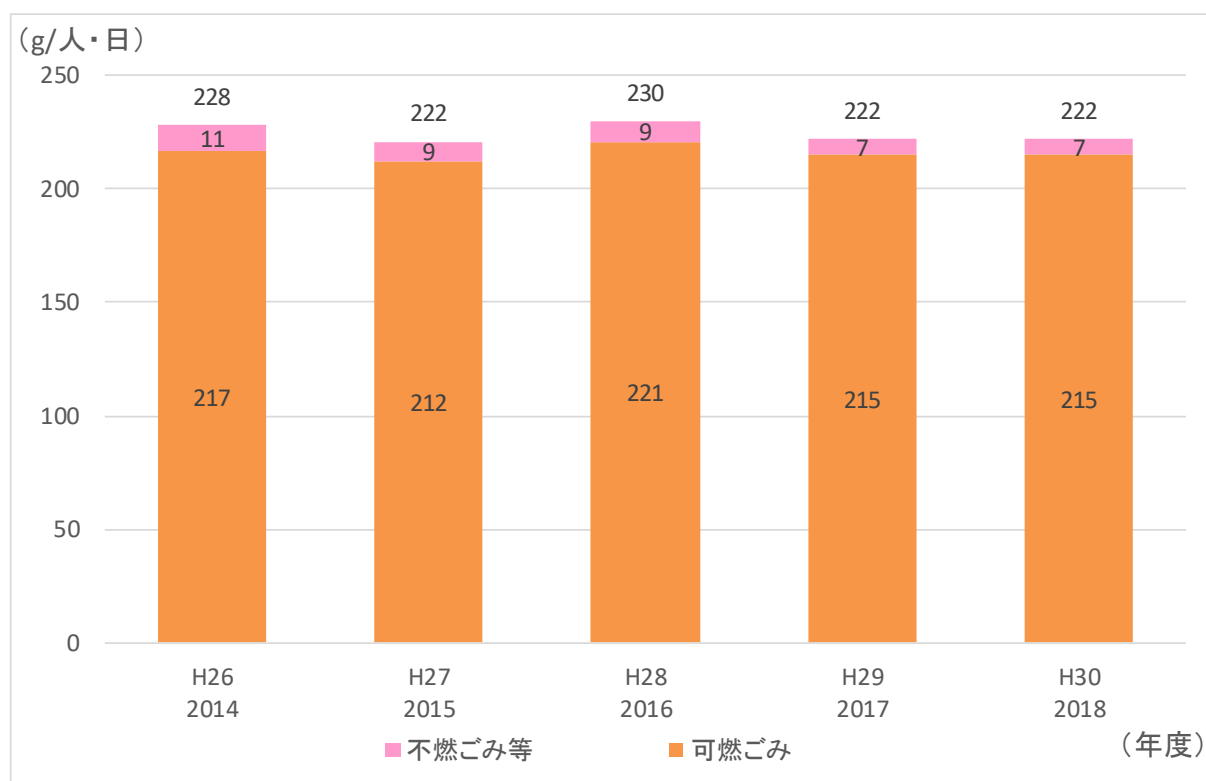


※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-6 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

(5) 1人1日当たり事業系ごみ排出量

事業所から排出された1人1日当たりの事業系ごみの排出量は以下のとおりです。概ね横ばい傾向となっており、減少傾向にはなっていません。平成30年（2018年）度では、可燃ごみ量が約97%を占めています。



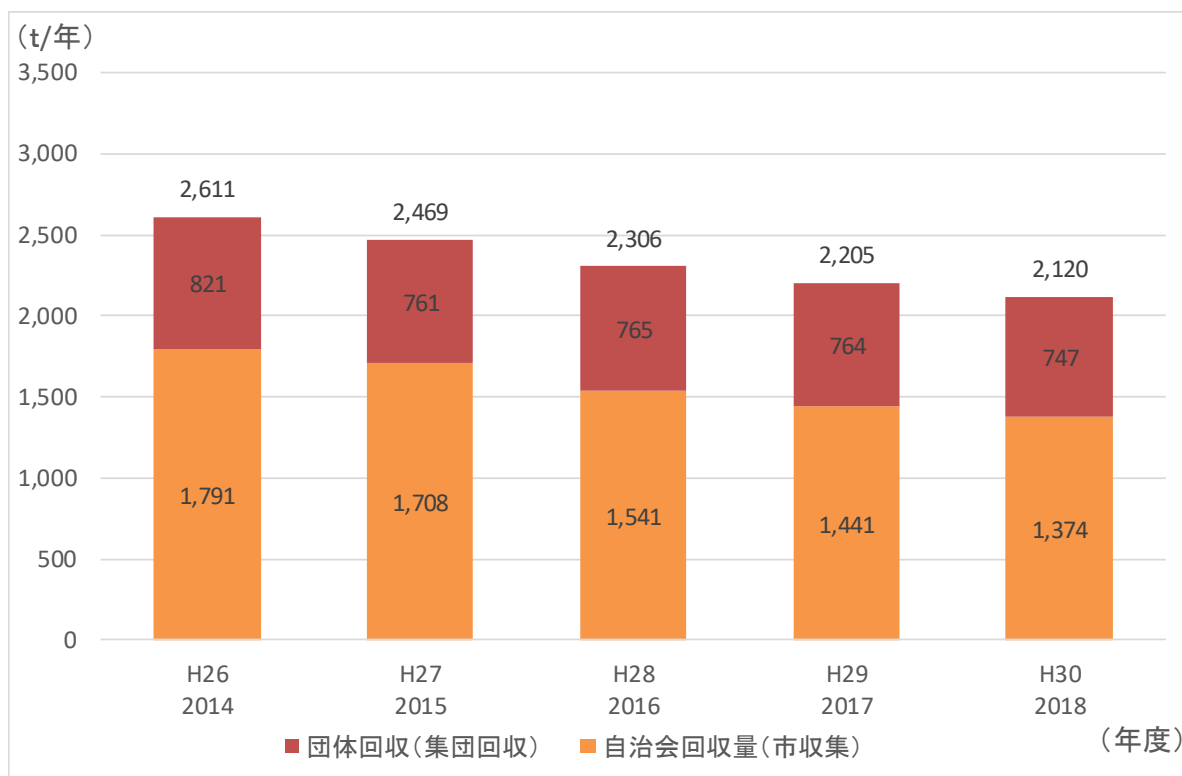
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-7 1人1日当たり事業系ごみ排出量

(6) 資源回収量

自治会回収と団体回収での資源回収量は以下のとおりです。

平成26年(2014年)度は、自治会回収が年間1,791t、団体回収では821tが回収されていますが、平成30年(2018年)度は、自治会回収が年間1,374t、団体回収が747tと年々減少しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-8 資源回収量

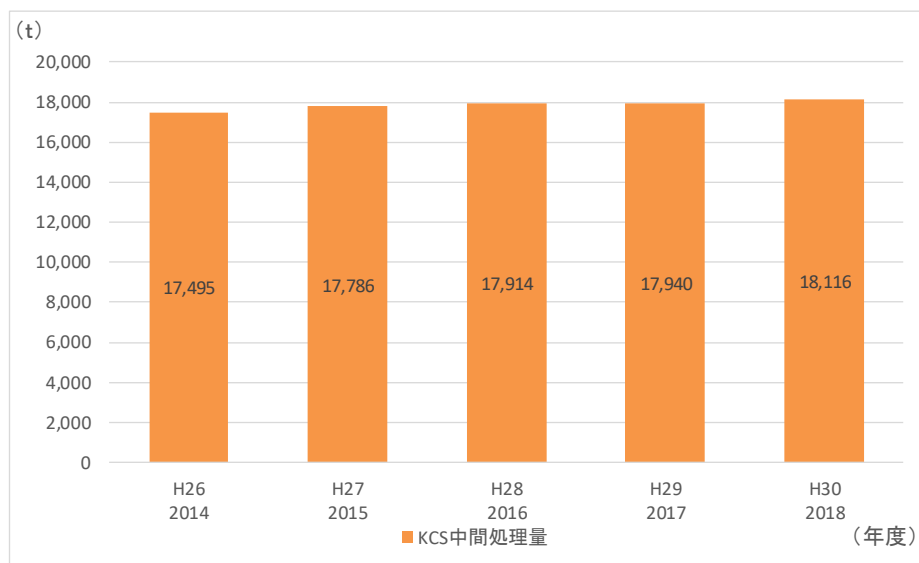
(7) 中間処理の実績

本市のKCSでの中間処理量を図3-9、資源化量と資源化率を図3-10に示します。

可燃ごみは、袖ヶ浦クリーンセンターで一時保管・積み替えを行い、KCSで溶融処理を行っています。溶融処理量は徐々に増加傾向で推移し、平成30年（2018年）度では、18,116tとなっています。

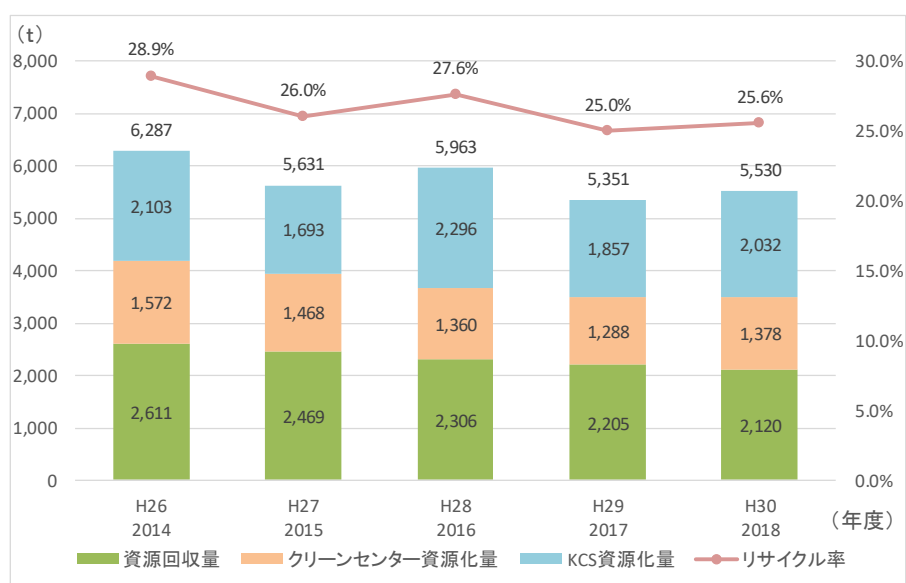
資源化量は、自治会資源回収や団体回収の資源回収量、ごみステーションに排出された資源ごみであるクリーンセンター資源化量、KCSの溶融処理後のスラグ、メタルのKCS資源化量になります。

資源化率は平成30年（2018年）度で25.6%となっています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3-9 KCS中間処理量



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

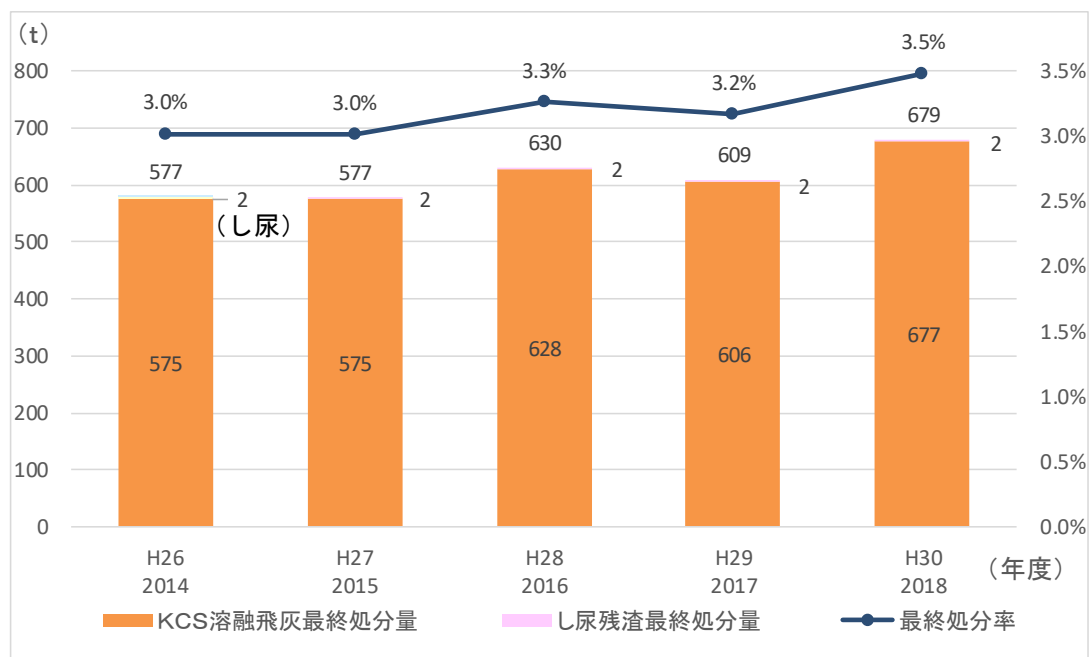
図3-10 資源化量と資源化率

(8) 最終処分の実績

最終処分量は、以下のとおりです。

平成26年（2014年）度以降、やや増加傾向となっています。最終処分率は概ね4%以下で推移しています。最終処分率は全国平均で約10%であるため、全国的に見ても非常に低い割合となっています。

最終処分量が少ない理由は、KCSの溶融処理後のスラグ、メタルの再資源化が寄与しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-11 最終処分量と最終処分率

表 3-18 ごみ処理実績一覧

(年度)

	単位	実績				
		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
年間日数	日	365	366	365	365	365
人口	人	61,927	62,147	62,390	63,251	63,704
ごみの排出量	t/年	19,104	19,158	19,310	19,207	19,504
可燃ごみ合計	t/年	16,638	16,736	16,977	16,914	17,134
不燃ごみ・粗大ごみ等合計	t/年	894	954	973	1,004	993
家庭系ごみ排出量	t/年	13,954	14,112	14,071	14,071	14,336
可燃ごみ	t/年	11,740	11,904	11,935	11,948	12,123
不燃ごみ等	t/年	265	278	255	252	160
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	t/年	1,572	1,468	1,360	1,288	1,378
粗大ごみ	t/年	376	462	521	583	675
事業系ごみ排出量	t/年	5,151	5,046	5,238	5,136	5,168
可燃ごみ	t/年	4,898	4,833	5,041	4,966	5,011
その他	t/年	253	214	197	170	157
資源回収量	t/年	2,611	2,469	2,306	2,205	2,120
自治会回収(市収集)	t/年	1,791	1,708	1,541	1,441	1,374
団体回収(集団回収)	t/年	821	761	765	764	747
ごみの総排出量	t/年	21,716	21,627	21,616	21,413	21,624
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	845	842	848	832	839
家庭系ごみ排出量	g/人日	617	620	618	609	617
可燃ごみ	g/人日	519	523	524	518	521
不燃ごみ等	g/人日	12	12	11	11	7
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	g/人日	70	65	60	56	59
粗大ごみ	g/人日	17	20	23	25	29
(資源物を除く家庭系ごみ排出量)	g/人日	548	555	558	554	557
事業系ごみ排出量	g/人日	228	222	230	222	222
1人1日当たりの自治会回収量(市収集)	g/人日	79	75	68	62	59
1人1日当たりの団体回収量(集団回収)	g/人日	36	33	34	33	32
1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	961	951	949	927	930
1日当たりの事業系ごみ排出量※1	t/日	14	14	14	14	14
KCS中間処理量	t/年	17,495	17,786	17,914	17,940	18,116
資源化量	t/年	6,287	5,631	5,963	5,351	5,530
資源回収量	t/年	2,611	2,469	2,306	2,205	2,120
クリーンセンター資源化量	t/年	1,572	1,468	1,360	1,288	1,378
KCS資源化量	t/年	2,103	1,693	2,296	1,857	2,032
リサイクル量	t/年	6,287	5,631	5,963	5,351	5,530
リサイクル率	-	28.9%	26.0%	27.6%	25.0%	25.6%
最終処分量	t/年	577	577	630	609	679
KCS溶融飛灰最終処分量	t/年	575	575	628	606	677
し尿残渣最終処分量	t/年	2	2	2	2	2
最終処分率	-	3.0%	3.0%	3.3%	3.2%	3.5%
原単位	g/人日	25.5	25.4	27.7	26.4	29.2

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

2. ごみの性状

可燃ごみの組成を以下に示します。

採取年度によりばらつきはありますが、紙類の割合が最も多くなっており、厨芥類の割合については、増加傾向にあります。他の項目に関しては、大きく変わっていません。

平成30年（2018年）度は、湿ベースで、紙類が35.1%、ビニールが22.7%、厨芥類が34.5%を占めています。

表 3-19 ごみの組成の推移

		(年度)				
		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
湿 ベ ー ス	紙・布	41.7%	46.2%	47.9%	44.3%	35.1%
	ビニール	24.8%	19.5%	19.0%	20.9%	22.7%
	木・わら	3.7%	4.5%	7.6%	5.0%	5.8%
	厨芥類	29.1%	28.1%	23.1%	27.8%	34.5%
	不燃物	0.3%	0.9%	1.5%	1.0%	0.5%
	その他	0.7%	0.9%	1.0%	1.1%	1.4%
乾 ベ ー ス	紙・布	50.1%	54.3%	55.5%	51.9%	44.4%
	ビニール	34.4%	26.8%	24.7%	27.3%	32.4%
	木・わら	3.0%	3.9%	7.3%	4.8%	5.8%
	厨芥類	11.4%	12.9%	9.3%	13.4%	15.3%
	不燃物	0.4%	1.3%	2.3%	1.6%	0.7%
	その他	0.6%	0.8%	0.8%	1.0%	1.4%

※四捨五入しているため合計が100にならないところがあります。

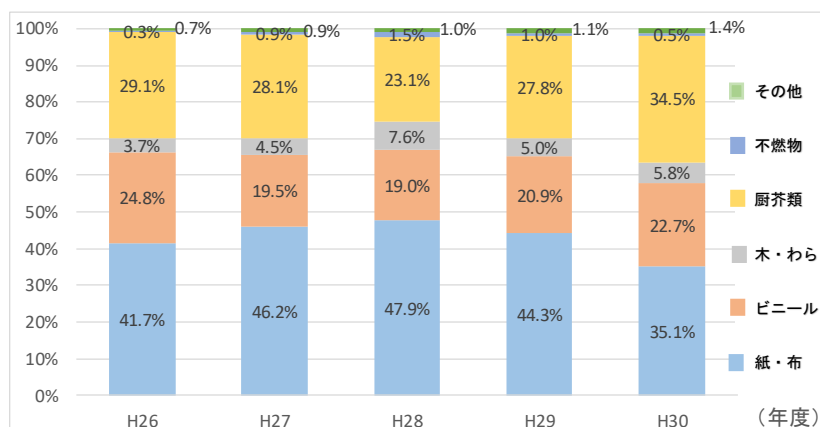


図 3-12 可燃ごみの組成分析（湿ベース）

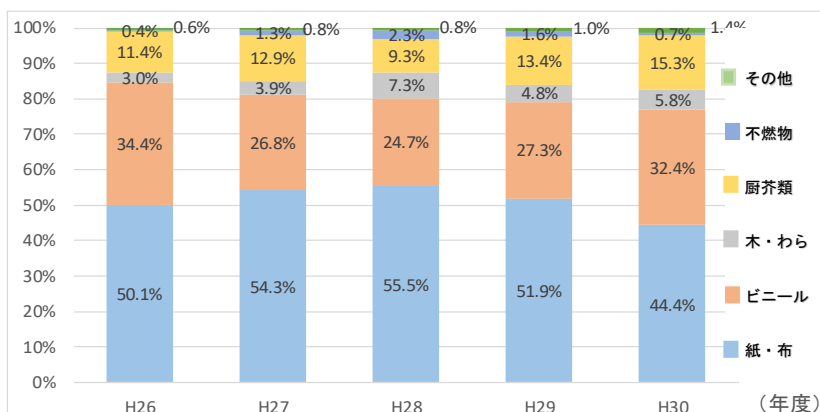
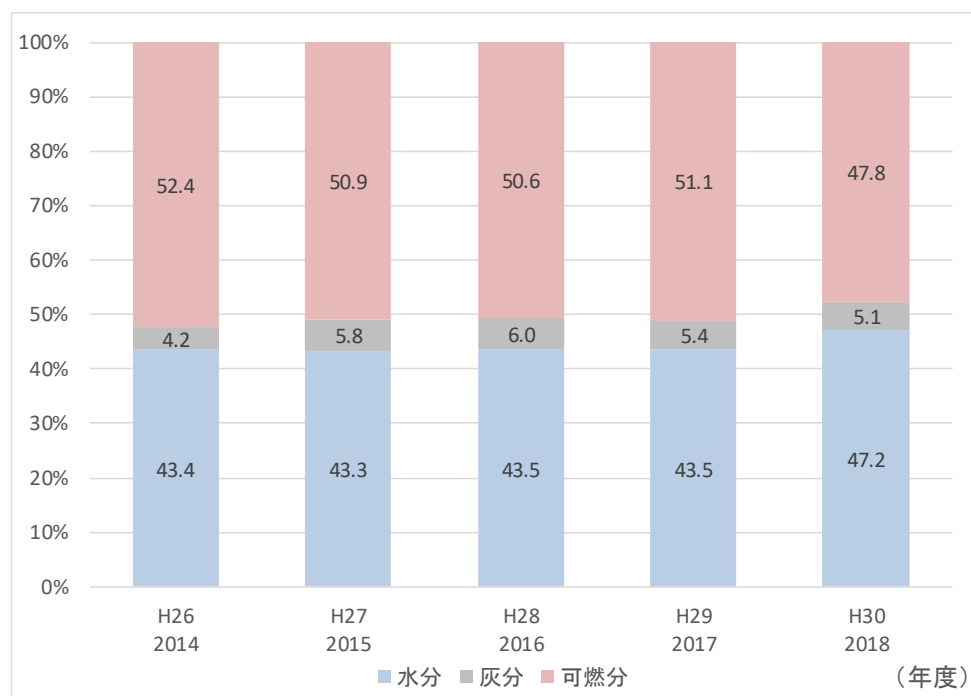


図 3-13 可燃ごみの組成分析（乾ベース）

可燃ごみの三成分分析値の推移、単位容積重量と低位発熱量の推移を以下に示します。
水分、灰分、可燃分の割合は、平成26年（2014年）度以降あまり大きく変化していません。単位容積重量や低位発熱量もほぼ横ばいで推移しています。



※四捨五入しているため合計が 100 にならないところがあります。

図 3-14 可燃ごみの三成分分析

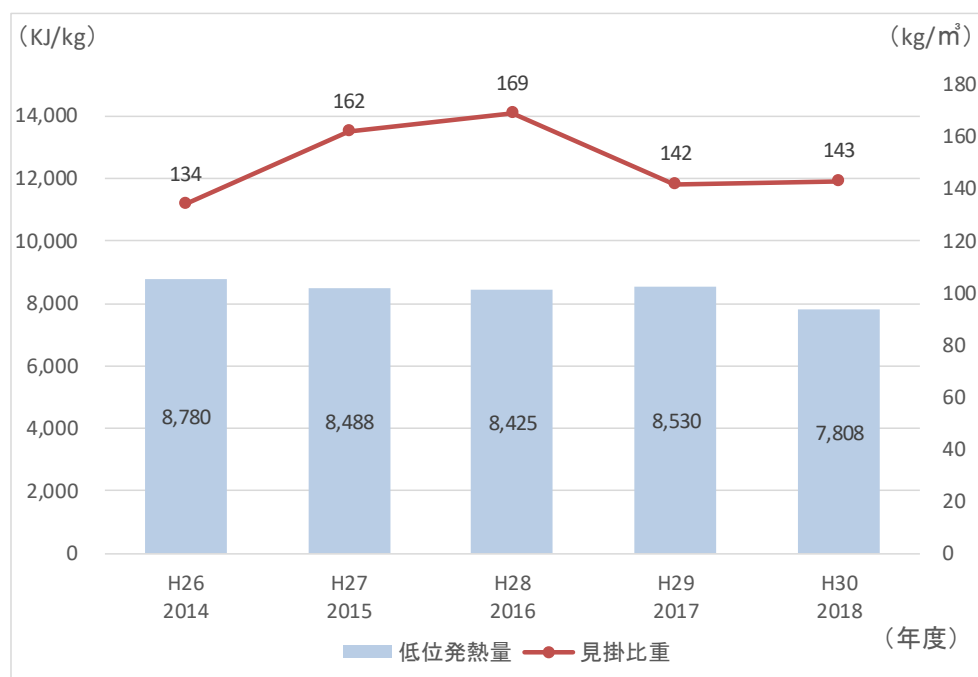


図 3-15 単位容積重量と低位発熱量

第3項 ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費の状況を以下に示します。

平成30年（2018年）度で処理経費の約70%を中間処理費が占めています。1人当たり経費は約16,000円/年、1t当たり経費は約47,000円です。

表 3-20 処理経費

（年度）
（単位：千円）

区分	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
建設・改良費	20,444	16,578	17,689	22,930	100,020
収集運搬費	161,887	167,368	167,471	173,579	177,504
中間処理費	クリーンセンター分	199,798	197,582	194,012	198,403
	KCS	632,401	637,228	556,889	524,330
最終処分費	25,388	24,483	26,522	25,484	28,186
車両購入費・その他	133	126	121	120	695
合計	1,040,051	1,043,365	962,704	944,146	1,028,236
1人当たりの処理経費(円)	16,795	16,789	15,430	14,691	16,141
1t当たりの処理経費(円)	47,894	48,243	44,538	43,395	47,551

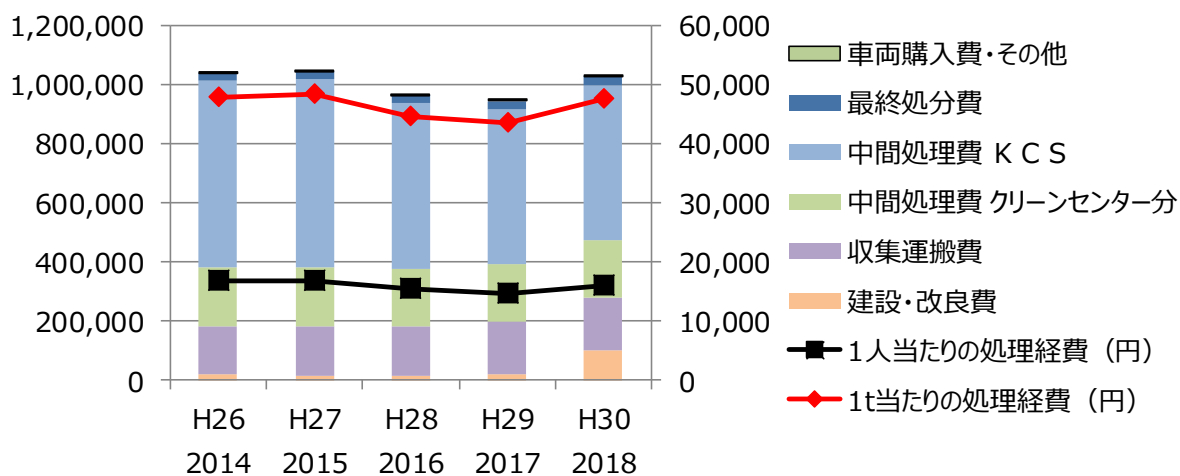


図 3-16 処理経費

第2節 ごみ処理の評価

第1項 類似市町村との比較

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、本市の状況を類似規模町村と比較した結果を以下に示します。

結果は指数で表示し、平均値の100より大きいほど良好な結果を示しています。本市では、廃棄物からの資源回収と最終処分される割合は平均より良く、1人1日当たりの排出量や1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は評価が低くなっています。

表 3-21 類似団体との比較結果（平成 29 年度・2017 年度）

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (kg)	廃棄物のうち最終処分される割合 (kg)	人口一人当たり 年間処理経費 (円)	最終処分減量 に要する費用 (円)
最大	1,337	474	691	24,549	82,384
最小	653	44	0	7,439	21,122
平均	880	187	85	12,335	39,822
袖ヶ浦市	935	250	28	14,684	43,041
指数値	94	134	167	81	92
指数の見方	指数が大きいほどごみ排出量は少なくなる	指数が大きいほど資源回収率は高くなる	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

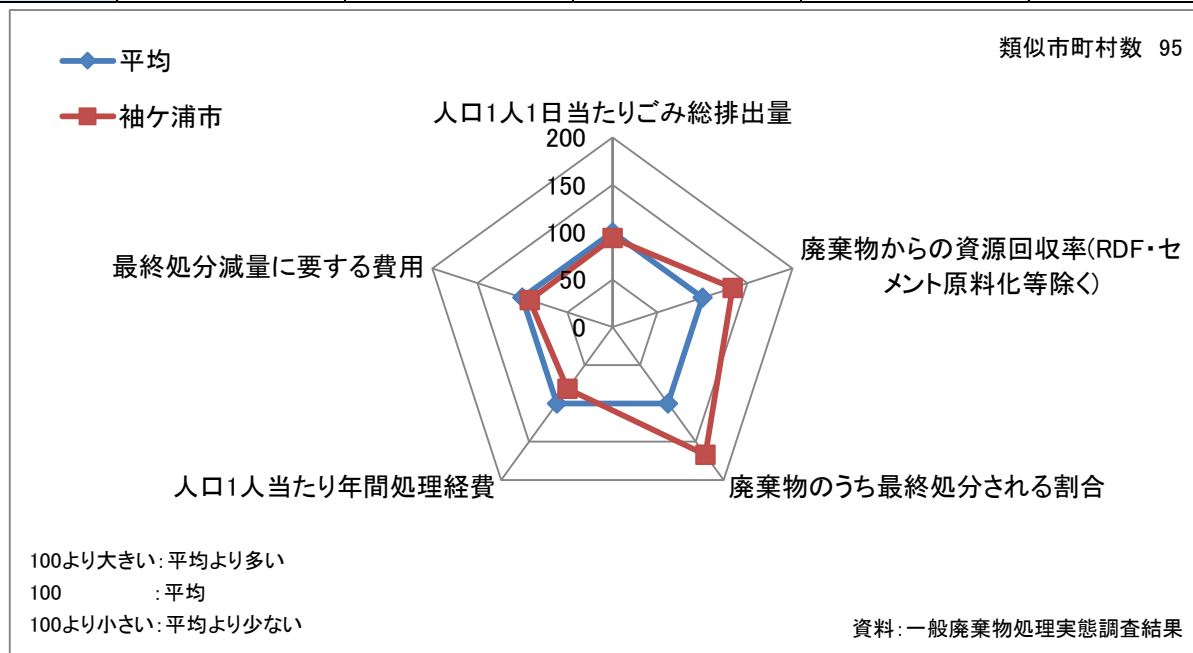


図 3-17 類似団体との比較結果

※類似町村の概要：国の分類による人口規模や産業構造が似ている都市を比較しました。

類似市町村の分類は以下のとおりです。

- ①都市形態：都市 ②人口区分：50,000人以上～100,000人未満
- ③産業構造：第2次及び第3次産業が人口比95%以上かつ第3次産業が人口比65%以上の都市

第2項 前回の計画における目標の達成状況及び評価

1. 前回の計画における目標値の達成状況

平成26年（2014年）に策定した袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に定めた平成30年（2018年）度実績値における達成状況について以下に示します。

1人1日当たりのごみ総排出量、ごみ排出量（資源回収量を除く）の原単位については、すでに平成31年（2019年）度の目標値を達成しています。

表 3-22 目標値の達成状況

項目	単位	平成30年度 実績値 (2018年度)	平成31年度 目標値 (2019年度) (中間)	平成36年度 目標値 (2024年度)	評価
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	930	965.0	945.0	○
1人1日当たりのごみ排出量 (資源回収量を除く)	g/人・日	839	850.0	820.0	○
リサイクル率	%	25.6	31.5	33.0	△
最終処分量	t	677	660	630	△
リサイクルを実践している市民の割合	%	83.9※	85	90	△

○：平成31年度目標値に対して100%以上の達成率

△：平成31年度目標値に対して80%以上100%未満の達成率

×：平成31年度目標値に対して80%未満の達成率

※平成31年4月から令和元年5月実施の袖ヶ浦市市民意識調査

2. 前回の計画における目標値の評価

(1) 1人1日当たりのごみ総排出量及びごみの排出量（資源回収量を除く）

平成30年（2018年）度時点において、平成31年（2019年）度目標値を下回っており、達成できる見込みです。これは、家庭系ごみの排出量が、前回計画の基準年度である平成25年（2013年）度と比較し、減少したことが考えられます。事業系ごみについては、あまり減少していないことから、事業者に対し、引き続き、適正な処理方法やリサイクルについて、啓発をしていく必要があります。

(2) リサイクル率

平成30年（2018年）度時点において、平成31年（2019年）度目標値を下回っており、達成が困難な状況です。これは、古紙の回収量が減少したほか、容器の重量自体が減量されていること、スーパーマーケット等での資源物の拠点回収が普及したこと等が理由として挙げられます。

(3) 最終処分量

平成30年（2018年）度時点において、平成31年（2019年）度目標値を上回っており、達成が困難な状況です。これは、可燃ごみの量が増加したことによること等が理由として挙げられます。

(4) リサイクルを実践している市民の割合

調査時点において、平成31年（2019年）度目標値を下回っており、達成が困難な状況です。引き続き、啓発等を行う必要があります。

3. 前回の計画における主な取り組みの評価

表 3-23 主な取り組みの評価

番号	項目	取り組み内容
		主な実施状況
		評価
(1) ごみ排出抑制計画		
1	生ごみの排出抑制	家庭から排出される厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの約 30%を占め、水分も多いことから、水切り等の家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ肥料化容器等の購入費用について補助金制度を継続するとともに、地域との協働による普及活動を推進します。
		生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付実績 （平成 26 年度～30 年度・2014 年度～2018 年度） 生ごみ肥料化容器 49 基 106, 200 円 機械式生ごみ処理機 45 基 1, 040, 000 円
		広報紙等での情報提供を行い、生ごみ肥料化容器等の補助を行ったことにより、生ごみの排出抑制を図ることができました。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する必要があります。
2	家庭系ごみ処理手数料の見直し【新規】	平成 13 年（2001 年）7 月にごみ指定袋制度を導入してから、ごみ排出量は減少していたものの、1 人 1 日当たりごみ総排出量は全国平均を上回っていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があり、ひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、平成 25 年（2013 年）度に開始された粗大ごみ有料化制度による排出抑制効果を見極めて検討するものとします。
		ただし、ごみ処理手数料の見直しについては、市民説明会の開催等により住民の理解を求めるものとします。
		ごみ指定袋料金の現状、ごみの収集回数や容器包装リサイクルについて調査し、廃棄物減量等推進審議会に報告、審議の結果、ごみ指定袋料金の見直しを優先して進めていくこととなりました。
		県内のごみ処理手数料等に関する調査等を行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、見直しについて進めていきます。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、ごみ処理手数料の見直しは、効果的な方法であることから、継続して実施する必要があります。

番号	項目	取り組み内容
		主な実施状況
		評価
(1) ごみ排出抑制計画		
3	ごみガイドブックの作成	「ごみと資源物の正しい分け方・出し方ガイドブック」について定期的に刊行し、ごみ減量化・資源化の啓発とごみ分別の周知を図ります。
		ガイドブックを作成、改定し、転入者や市民等に配布しました。
		平成 28 年（2016 年）度にガイドブックを改定し、配布したことにより、ごみの減量化・資源化等の啓発を図りました。 ガイドブックによる啓発は、ごみ減量化・資源化を図ることができることから、引き続き実施する必要があります。
(2) ごみ分別排出計画		
4	資源物収集方法のあり方検討【新規】	本市では、従前より資源物のごみステーション収集と、資源回収自治会事業による資源物回収を展開してきましたが、資源回収を実施する自治会が増加したことにより、両者の取り組みが近接していることから、費用対効果を勘案し、将来の資源物収集のあり方について、統一化を含めて検討します。
		資源回収自治会事業の収支や回収量などの推移及び課題の取りまとめ、今後の在り方について審議会へ報告しました。
		資源回収の状況等について調査行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、ごみステーション収集と資源回収自治会事業を引き続き並行して実施します。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であるとともに、地域コミュニティの活性化及び協働の推進にも寄与していることから、引き続き実施する必要があります。
5	小型家電リサイクルの推進	使用済み小型電子機器等の再資源化（小型家電リサイクル）を図るため、平成 26 年度からクリーンセンター持込回収及びイベント回収を開始したところですが、市民への周知徹底を図るとともに、必要に応じて回収品目の見直しを図ります。
		持ち込み回収、イベント回収の他、ピックアップ回収及び各公民館での拠点回収を実施しました。
		広報紙等での情報提供やイベントへの参加等により、小型家電のリサイクルを推進することができました。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する必要があります。
6	容器包装プラスチックリサイクルの検討	「容器包装リサイクル法」に基づく容器包装のうち、現在未収集となっているプラスチック製容器包装の分別収集については、国の動向を注視しながら、引き続き検討します。
		プラスチック容器包装の分別収集を実施した場合の費用対効果について検討を行い、調査結果を審議会に報告しました。
		容器包装リサイクルの現状に関する調査等を行い、廃棄物減量等推進審議会を経て、実施に向けて検討していくこととなりました。 ごみの減量化・資源化の取り組みとして、効果的であることから、ごみ収集日と合わせて、引き続き検討する必要があります。

番号	項目	取り組み内容
		主な実施状況
		評価
(3) ごみの適正処理計画		
ー2 ごみ中間処理計画		
7	可燃ごみの資源化	袖ヶ浦クリーンセンターに搬入された可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設で発生した可燃ごみは、引き続きＫＣＳで溶融処理及び再資源化（溶融スラグ・メタルの生成）を図ります。
		可燃ごみ等の適正処理及び資源化を実施しました。
		ＫＣＳで可燃ごみの溶融処理を行い、スラグ・メタルを生成し、資源化を図りました。ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する必要があります。
8	剪定枝の資源化	袖ヶ浦クリーンセンターに搬入された剪定枝については、できるだけ処理を行わず、堆肥化・チップ化による再生利用を促進します。
		30年（2018年）度に資源物選別用のストックヤードを整備したことから、再資源化業者に引き渡して資源化を実施しました。
		剪定枝等の資源物を選別するストックヤードを整備し、剪定枝等を再資源化業者に引き渡し、資源化を図りました。 ごみの減量化・資源化を実施するにあたり、効果的な方法であることから、継続して実施する必要があります。
(4) ごみ処理施設整備計画		
9	次期広域廃棄物処理施設の検討 【新規】	君津地域広域廃棄物処理事業において、現行のＫＣＳの協定期間後の対応について検討を図ります。検討に際しては、従来の可燃ごみ処理のみならず不燃ごみ・粗大ごみ・資源物の広域処理について実現性を検討します。
		・君津地域4市で基本構想を策定（平成30年（2018年）8月） ・PFI法第6条の民間提案の受付・審査・公表。 ・木更津市に廃棄物処理事業準備室を開設し、各市から職員を派遣（平成30年（2018年）10月） ・安房地域2市1町から事業参加申入れがあり、これを承諾し、6市1町で覚書を締結（平成30年（2018年）12月）。 ・木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会を設置。（平成31年（2019年）4月）
		現行のＫＣＳが令和8年度末に事業終了となることから、平成27年度から次期施設について検討を進めています。30年（2018年）度までに基本構想の策定、安房地域の参加、事業方式の決定等順調に事業を進めてきました。 今後も令和9年（2027年）度からの次期施設の稼働を目指し事業を実施していく必要があります。
10	資源物選別・一時保管施設の整備推進	ごみ資源化への対応として、資源回収物を含めた資源物の一時保管及び選別施設の整備を検討します。ただし、君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討するものとします。
		資源物等の一時保管施設の整備について県と協議を行い、資源物等のストックヤードを整備しました。
		資源物等の選別施設の整備については、容器包装リサイクルの取り組みや君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討していく必要があるため、継続して実施する必要があります。

第3節 ごみ処理の課題の抽出

本市のごみ処理に関する課題を次の表に示します。

表 3-24 ごみ処理の課題

1. 排出抑制・分別排出に関する課題
(1) 1人1日当たりのごみ総排出量の削減 平成30年(2018年)度における本市の市民1人1日当たりのごみ総排出量は930gでした。排出量は減少傾向にあり、中間目標である965gは、達成することができました。しかし、全国や千葉県の平均と比較すると高い状況であることから、更なるごみの減量化に取り組む必要があります。 <1人1日当たり排出量 一般廃棄物処理事業実態調査(平成29年度・2017年度)> 国：920g/人・日、千葉県：903g/人・日、袖ヶ浦市：935g/人・日
(2) 家庭系ごみ処理手数料(ごみ指定袋)の見直し 平成13年(2001年)7月にごみ指定袋制度を導入し、1人1日当たりのごみ総排出量は、減少傾向にあります。全国平均を上回っており、家庭系のごみ排出量は、横ばい傾向となっていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があります。ひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しを検討しています。
(3) 事業系ごみ処理手数料の見直し 事業系ごみの排出量については、概ね横ばい傾向にあり、排出量の減少が見られないことから、引き続き、排出量の削減とリサイクルについて、啓発するとともに、ごみ処理経費の適正な負担を目的として、手数料の見直しについても検討します。
(4) リサイクル率の向上に向けた取り組み 平成30年(2018年)度におけるリサイクル率は25.6%となっており、前計画の基準年度であった平成25年(2013年)度以降減少傾向が続いています。県平均(29年度：22.3%)・全国平均(29年度：20.2%)と比較して高いリサイクル率となっていますが、さらにリサイクル率向上に向けた施策を検討する必要があります。 <リサイクル率 一般廃棄物処理事業実態調査(平成29年度・2017年度)> 国：20.2%、千葉県：22.3%、袖ヶ浦市：25.0%
(5) 2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の推進 資源の適正な循環的利用において、3Rの推進が重要ですが、リサイクル(再生利用)と比較して、2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取り組みを推進する必要があります。生活全体において2Rを推し進めるため、容器包装の削減や、リユース市場の拡大といった取り組みが求められています。

	(6) 家庭系可燃ごみの減量化・資源化の取り組み 家庭から排出される可燃ごみについては、排出量は、横ばい傾向で、性状については、約 40%が紙・布類、約 30%が厨芥類（生ごみ）となっています。紙・布類については、資源物となるものも含まれており、厨芥類については、水分を多く含んでいることから、ごみの減量化・資源化の取り組みについて、啓発等を拡充していく必要があります。
	(7) 自治会回収や団体回収の推進 自治会回収や団体回収の資源回収量については、電子書籍の普及による紙媒体の減少やびん・缶等の容器の軽量化により、減少傾向にあるが、活動団体を増やすことにより、さらなる資源化の推進を図る必要があります。
	(8) 食品ロスの取り組みについて 本来、食べられるのにも関わらず廃棄されている食品ロスが問題となっていることから、市民、事業者に対し、啓発等を行い、ごみの減量化の推進を図る必要があります。
2. ごみ処理（収集運搬・中間処理・最終処分）に関する課題	
	(1) 効率的な収集ルートを検討 現在の収集ルート及び収集日は、クリーンセンター建設以降、原則として変更されていませんでしたが、平成 31 年（2019 年）度より袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業地区は、新収集ルートでの収集を実施しています。今後においても効率の良い収集ルートの検討を行い、適宜ルートの見直しを行う必要があります。
	(2) ごみステーションの維持管理について ごみステーションは利用者相互で管理する必要がありますが、維持管理に参加しない市民が増加しており、引き続き、広報紙等において、啓発等を図っていく必要があります。
	(3) 最終処分量の削減について 平成 30 年（2018 年）度における最終処分量は 679 t で、市民 1 人 1 日当たりの最終処分量は、29g となっており、平成 26 年（2014 年）度以降は、ほぼ横ばい傾向が続いています。県平均（29 年度・2017 年度：64g）・全国平均（29 年度：83g）と比較すると高水準ですが、全国的に最終処分場の容量は、減少傾向にあることから、引き続き、ごみの排出抑制等を推進する必要があります。 <最終処分量原単位 一般廃棄物処理事業実態調査（平成 29 年度・2017 年度）> 国：83g、千葉県：64g、袖ヶ浦市：26g

3. ごみ処理施設に関する課題	(1) 次期君津地域広域廃棄物処理事業について 可燃ごみの処理は、KCSに全量委託しているところですが、稼働期間は基本協定により令和8年（2026年）度末までとなっており、協定期間終了後の処理について、令和9年（2027年）度より安房2市1町も参加した（仮称）君津地域広域廃棄物処理事業において新施設が稼働予定となっております。稼働に向けて、協議会を設置し、事務を共同して執行しています。 (2) クリーンセンター施設の長寿命化等について ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設は建築から30年以上経過し、老朽化への対応として、既存施設の計画的・効率的な維持管理や更新（施設の長寿命化や延命化）について検討する必要があります。ただし、旧ごみ処理施設のうち、焼却施設の解体については、ダイオキシン類対策の必要から多額の費用がかかるため、交付金等を最大限利用した計画を検討する必要があります。 (3) 市保有一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理について 袖ヶ浦クリーンセンター内の一般廃棄物最終処分場については、引き続き適正に維持管理する必要があります。久保田最終処分場については、県と協議の上、平成30年（2018年）度末に完全閉鎖になりましたが、廃棄物処理法の指定区域に指定されており、形状変更が認められないため、土地活用については、難しい状況です。
4. その他ごみ処理に関する課題	(1) 大規模災害時の円滑な廃棄物処理体制の整備について 東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生し、その処理が問題となりました。本市においても、地震や河川の氾濫等の大規模災害が発生した場合の処理方法が課題となっていることから、災害廃棄物処理基本計画等を策定し、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を進めていきます。 (2) 適正処理困難物の対応について 家庭から排出される一般廃棄物であっても、市で処理することが困難な廃棄物があり、他の自治体でも同様の問題を抱えています。これらを適正に処理するには、生産事業者による対策のみならず、広域的な問題として国・県による処理指針等の作成を要望する必要があります。 (3) 不法投棄・不適正保管の取り組みについて 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶に向け、引き続き排出者責任を基本として、行政、事業者、市民が一体となった取り組みを進める必要があります。また、個々の事案については、監視の強化等による未然防止策を第一とするとともに、不法投棄・不適正処理が発生した場合には、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底する必要があります。

第4節 ごみ処理基本方針

第1項 ごみ処理基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。また、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、市民・地域・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。

そこで、廃棄物をめぐる社会状況の変化等を十分に考慮して、本市におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1：市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進

市民や事業者は、ごみ減量化・再資源化についての意義や取り組みについて、正しい認識を持ってきていることから次のステップとして実践に移し、行政は、様々な機会を通じて市民・事業者への環境学習や啓発を行うとともに、地域との協働による再資源化やごみ排出ルール of 徹底に取り組みます。

基本方針2：3R型ライフスタイルの推進

市民は、ごみを出さない取り組み、物を大切にし、繰り返し利用できるものは再利用する取り組み、それでも出てしまったごみは資源として再生利用するという3R型ライフスタイルを心掛けて生活します。

地域は、3R型ライフスタイルに係る活動に積極的に参加し、リサイクル等を推進します。

事業者は、長期使用が可能な質の高い製品を供給するとともに、リサイクル等を徹底します。

行政は、資源回収自治会事業等のリサイクル等への取り組み等を推進するとともに、市民・地域・事業者の3R活動への支援に取り組みます。

基本方針3：廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

安定・継続性に優れた従来のごみ処理システム（収集運搬・再資源化・中間処理・最終処分）を継続しつつ、更なる資源循環に優れ、震災等を考慮したごみ処理システムの構築に取り組みます。

また、不法投棄・不適正処理を撲滅するため、市民・地域・事業者と協力し、パトロール等を実施するとともに、断固たるメッセージを発信し続けます。

第2項 ごみ処理基本計画の施策

1. 施策の体系

3つの基本方針を実現するため、本市が進める具体的な施策は以下のとおりです。

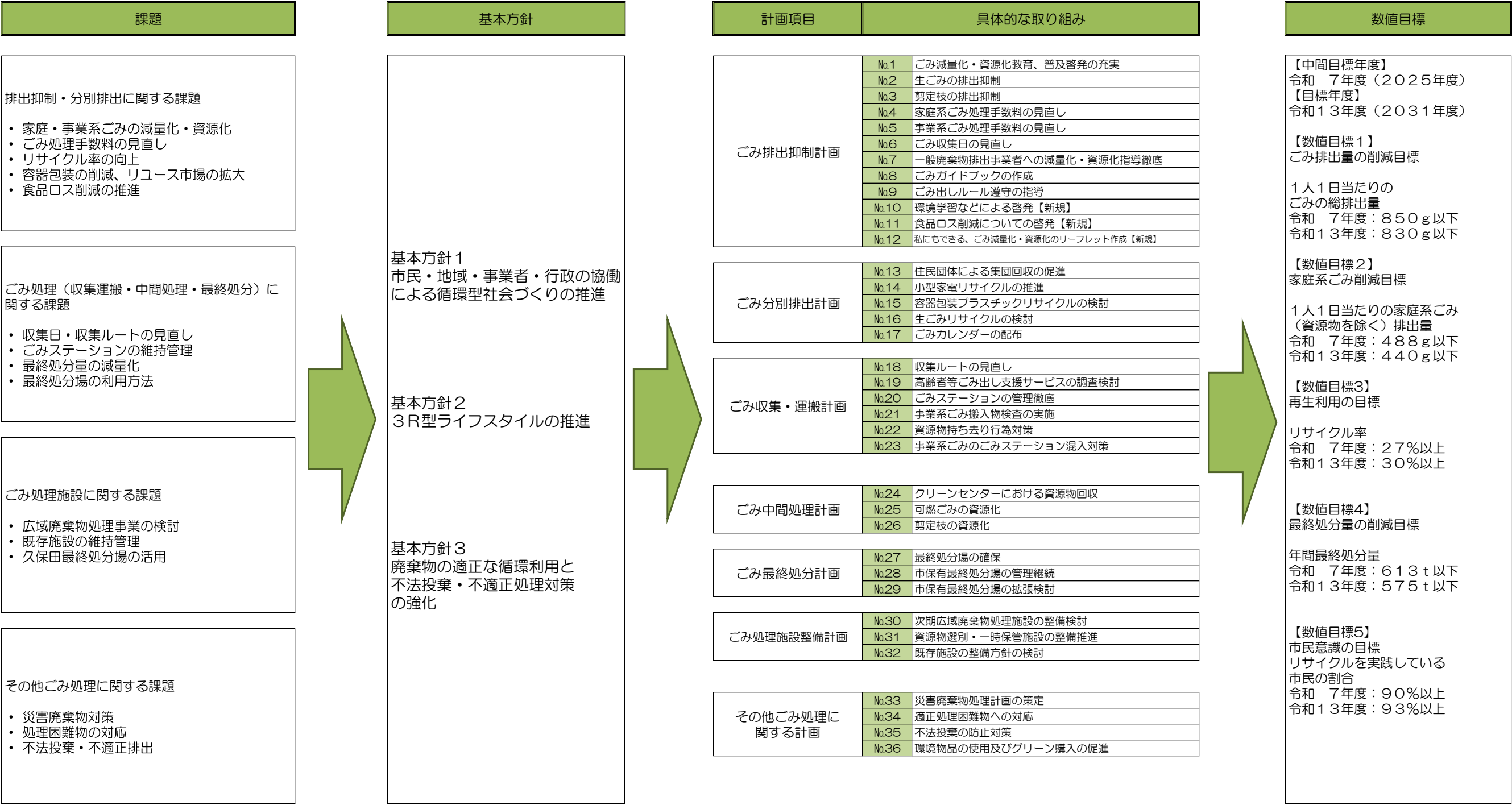


図 3-18 施策体系

2. 基本方針に基づく取り組み

基本方針に基づく取り組みについて、具体的な内容を示します。

(1) ごみ排出抑制計画

1) ごみの排出抑制に係る方針

廃棄物については、国の定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、できる限り排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、不法投棄・不適正処理の防止その他環境への負荷に配慮しつつ、再利用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環の利用が行われないものについては、適正な処理を行うこととし、ごみの排出抑制を最優先に取り組みます。

(1) ごみ排出抑制計画	
No. 1	ごみ減量化・資源化教育、普及啓発の充実【取り組み目標 3回／年】 ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるには、幅広い年齢層において一貫した環境学習が必要です。学校や地域社会において、ごみ処理施設の見学や職員出前講座による啓発活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。 また、地域や事業者の自主的な取り組みを促します。 →実施主体：市、地域、事業者
No. 2	生ごみの排出抑制【取り組み目標 20件／年】 家庭から排出される厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの約35%を占め、水分も多いことから、水切り等の家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ肥料化容器等の購入費用について補助金制度を継続するとともに、地域との協働による普及活動を推進します。 →実施主体：市、市民
No. 3	剪定枝の排出抑制 剪定枝は自然に発生するものですが、処分量も少なくありません。剪定枝の排出抑制を図るため、剪定枝のチップ化や堆肥化等、自らできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、チップ化・堆肥化に必要な剪定枝粉碎機の貸し出しを継続します。 →実施主体：市、市民、事業者
No. 4	家庭系ごみ処理手数料の見直し 平成13年（2001年）7月にごみ指定袋制度を導入してから、ごみ排出量は減少していたものの、1人1日当たりごみ総排出量は、全国平均を上回っていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があり、ひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、検討するものとします。

	ただし、ごみ処理手数料の見直しについては、市民説明会の開催等により住民の理解を求めるものとします。 →実施主体：市
No. 5	事業系ごみ処理手数料の見直し 事業系一般廃棄物については、平成 23 年（2001 年）度にごみ処理手数料を 10kg 当たり 80 円から 150 円に改定し、ごみ処理費用に対する事業者の負担割合を 35%程度としています。事業系一般廃棄物の排出削減が進展していないことから、引き続き、排出量の削減とリサイクルについて啓発するとともにごみ処理経費の適正な負担を目的として、手数料の見直しを検討します。 →実施主体：市
No. 6	ごみ収集日の見直し 本市では、可燃ごみを週 3 回、不燃ごみ・資源物を週 1 回、有害ごみを月 1 回収集していますが、近隣市や類似市と比較しても収集回数は多くなっています。 特に可燃ごみは、収集回数を減らすことで、ごみを減らそうという動機付けとなり、指定袋の使用量も含めて、ごみ減量化・資源化が期待できますが、利便性の低下やごみステーションの容量不足等が懸念されることから、排出者である市民の意見を踏まえて検討するものとします。 →実施主体：市
No. 7	一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底 事業系ごみの減量化・資源化対策として、事業者に対して、ごみ排出指導や再資源化の P R をより一層徹底するとともに、大規模建築物を所有又は占有する事業者については、引き続き減量化・資源化計画書等の提出を求めます。 →実施主体：市
No. 8	ごみガイドブックの作成 「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」について定期的に刊行し、ごみ減量化・資源化の啓発とごみ分別の周知を図ります。 →実施主体：市
No. 9	ごみ出しルール遵守の指導 市街地や田園地域など地域特性に応じて、地域との協働によりごみの排出抑制・分別排出に関する指導を行い、不適正排出については、的確に対応し、ごみ排出ルールの遵守を推進します。また、市内に居住する外国人に対して、ごみの正しい分別のみならず、排出抑制や再資源化に協力してもらえよう、外国語版リーフレットの配布やホームページでの周知し、目や耳が不自由な方に対して、引き続き、市内障がい者団体への説明や、音読ボランティア等を通じて、ごみ排出ルールの周知を図ります。 →実施主体：市、地域

No. 1 0	環境学習などによる啓発【新規】【取り組み目標 1回／年】
	現在、海洋汚染プラスチックや廃プラスチックが社会問題となっている中で、廃棄物問題に関する講習会等を実施します。 →実施主体：市
No. 1 1	食品ロス削減についての啓発【新規】
	食品ロス削減の推進に関する法律が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることなどから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取り組みや「3010運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進していきます。 →実施主体：市
No. 1 2	私にもできる、ごみ減量化・資源化のリーフレット作成【新規】
	レジ袋の有料化が、法律で義務付けられるなどプラスチックごみ減量化の動きが加速する中で、家庭内でできるごみ減量や資源化の取り組みを掲載したリーフレットを作成し、ごみ減量化・資源化の啓発等を図ります。 →実施主体：市

(2) ごみ分別排出計画

1) ごみ分別排出の基本方針

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するためには、できる限り排出する段階で再生利用に配慮した区分に分別することが重要となります。

また、新たに資源化できるごみを検討し、より一層の資源化を図ります。

(2) ごみ分別排出計画	
No. 1 3	住民団体による集団回収の促進
	家庭ごみの資源化において自治会等の住民団体による集団回収は、大きな役割を担っています。ごみを出さないライフスタイルへの第一歩として資源回収へ積極的な参加を促します。 →実施主体：市、地域、市民
No. 1 4	小型家電リサイクルの推進
	使用済み小型電子機器等の再資源化（小型家電リサイクル）を図るため、平成26年（2014年）度から小型家電の回収を開始しました。引き続き、市民への周知徹底を図るとともに、必要に応じて回収品目の見直しを図ります。 →実施主体：市

No. 1 5	容器包装プラスチックリサイクルの検討 「容器包装リサイクル法」に基づく容器包装のうち、現在、未収集となっているプラスチック製容器包装の分別収集については、国の動向を注視しながら、引き続き、検討します。 →実施主体：市
No. 1 6	生ごみリサイクルの検討 生ごみは、水分量が多く、ごみとして処理するには多くのエネルギーを必要とします。このため、バイオマス資源としての利活用及び生ごみの分別収集について、費用対効果を勘案しながら検討します。 →実施主体：市
No. 1 7	ごみカレンダーの配布 広告主の協賛により寄贈されているごみカレンダーについて、引き続き、自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ分別及び収集日の周知を図ります。 →実施主体：市、自治会

(3) ごみ適正処理計画

(3) - 1 ごみ収集・運搬計画

1) ごみ収集・運搬に係る基本方針

排出される家庭ごみは、効率的かつ衛生的に中間処理施設へ収集・運搬し、市民の生活環境を清潔に保持するものとします。また、排出される事業系ごみについては、引き続きクリーンセンターへの直接搬入又は許可業者による収集・運搬により実施します。

(3) - 1 ごみ収集・運搬計画	
No. 1 8	収集ルートの見直し 家庭ごみの収集・運搬については、適宜収集ルートを見直し、収集運搬費用の抑制を図ります。 →実施主体：市
No. 1 9	高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討 高齢化社会に対応した、高齢者・障がい者へのごみ出しサービスについて、調査検討します。 →実施主体：市
No. 2 0	ごみステーションの管理徹底 本市では、家庭から出る可燃ごみ等は、自治会加入の有無に関わらず、ごみステーションに排出することとなっていますが、ごみステーションの維持管理に参加しない市民が増えており、利用者相互で責任を持って維持管理を

	行う習慣を定着させるため、地域と協働して啓発活動を展開します。また、引き続き、ごみステーション用のネットの配布を行い、衛生的にごみステーションが維持管理できるよう支援します。 →実施主体：市、市民、地域
No. 2 1	事業系ごみ搬入物検査の実施 直接搬入や許可業者を通じて搬入される事業系ごみについて、袖ヶ浦クリーンセンターで搬入物検査を実施し、資源物や受け入れ不適物の混入を防ぐとともに、悪質な場合は事業所に立ち入り検査を行い、ごみ処理の適正化を指導します。 →実施主体：市、事業者
No. 2 2	資源物持ち去り行為対策 有価にて取引される資源物は、持ち去られる可能性があります。ごみステーションのみならず資源回収においても持ち去りが頻発する場合の対策について、調査検討します。 →実施主体：市
No. 2 3	事業系ごみのごみステーション混入対策 事業系ごみを家庭ごみ用指定袋に入れてごみステーションに排出する事業者もいることから、不適正排出を行った事業者には厳正な指導を行います。 →実施主体：市

(3) - 2 ごみ中間処理計画

1) ごみ中間処理に係る基本方針

袖ヶ浦クリーンセンターに搬入されたごみは、できるだけ再資源化した後に、効率的かつ衛生的に処理するものとします。

また、現在可燃ごみの処理は、K C Sに全量委託しているところですが、稼働期間は基本協定により令和8年（2026年）度末までとなっており、現在、安房地域2市1町も参加した広域廃棄物処理事業において、令和9年（2027年）度から新施設が稼働予定になっています。

(3) - 2 ごみ中間処理計画	
No. 2 4	クリーンセンターにおける資源物回収 袖ヶ浦クリーンセンターに搬入される不燃ごみ・粗大ごみについて、粗大ごみ処理施設で使用済み小型家電のピックアップ回収を行うとともに、有害ごみ・不適物等の選別を行い、破碎処理後、金属類の回収を図ります。 →実施主体：市

No. 2 5	可燃ごみの資源化
	袖ヶ浦クリーンセンターに搬入された可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設で発生した可燃ごみは、引き続きKCSで溶融処理及び再資源化（溶融スラグ・メタルの生成）を図ります。 →実施主体：市
No. 2 6	剪定枝及び刈草の資源化
	平成 30 年（2018 年）度から剪定枝等を再資源化業者へ引き渡し、資源化を図っていることから、引き続き、資源化を推進します。 →実施主体：市

（３）－３ ごみ最終処分計画

１） ごみ最終処分に係る基本方針

最終処分は、廃棄物処理における最終工程ですが、全国的に最終処分場の残余容量はひっ迫しています。本市において最終処分の対象物は、主にKCSでの処理工程で発生する溶融飛灰となり、通常のごみ焼却と比較して量は少なくなっていますが、引き続き、最終処分量の軽減を図ります。

（３）－３ ごみ最終処分計画	
No. 2 7	最終処分場の確保
	最終処分場の安定的な確保について、引き続き、民間事業者及び関係自治体と協議を行います。 →実施主体：市
No. 2 8	市保有最終処分場の管理継続
	市の保有する一般廃棄物最終処分場について、引き続き、適正に管理します。 →実施主体：市
No. 2 9	市保有最終処分場の拡張検討
	平成 23 年（2011 年）の原子力発電所事故の影響により、民間最終処分場への処分委託費が高騰していることから、袖ヶ浦クリーンセンター敷地内での最終処分場拡張の可能性について検討します。 →実施主体：市

（４） ごみ処理施設整備計画

１） ごみ処理施設の整備に係る基本方針

袖ヶ浦クリーンセンター内の各施設は、稼働開始から 25 年が経過し老朽化が進行しているため、資源化を推進するうえでの対応が必要となっています。

ただし、本市におけるごみ処理施設の整備計画は、君津地域広域廃棄物処理事業

における次期広域廃棄物処理施設の影響を大きく受けることとなるため、実施にあたっては整合性を図るものとします。

(4) ごみ処理施設整備計画	
No.30	次期広域廃棄物処理施設の整備検討 現行のKCSの稼働期間は基本協定により令和8年(2026年)度末までとなっており、協定期間終了後の処理について、令和9年(2027年)度より安房地域2市1町も参加した広域廃棄物処理事業において新施設が稼働予定となっております。稼働に向けて、協議会を設置し、事務を共同して執行しています。 →実施主体：市
No.31	資源物選別・一時保管施設の整備推進 ごみ資源化への対応として、資源物等の一時保管施設の整備を平成30年度に実施しました。選別施設については、容器包装リサイクルの取り組みや広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら施設整備の検討をするものとします。 →実施主体：市
No.32	既存施設の整備方針の検討 現行のごみ処理施設(中継施設)の再整備は、君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討するものとします。なお、旧ごみ処理施設焼却炉設備の解体は、多額の費用がかかるため、交付金制度を活用した解体を検討します。 →実施主体：市

(5) その他ごみ処理に関する計画

1) その他ごみ処理に関する計画

適正処理困難物への対処、不法投棄対策、廃棄物に係る災害対策等その他ごみの処理に関して必要な事項について定めるものとします。

(5) その他ごみ処理に関する計画	
No.33	災害廃棄物処理計画の策定 施設の耐震化や、浸水対策、災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の整備等災害発生時のごみ処理全般に関わる事項として、袖ヶ浦市地域防災計画と連携した「災害廃棄物処理計画」を策定します。 →実施主体：市

No.3 4	適正処理困難物への対応 廃棄物処理法に基づき国が指定する適正処理困難物以外に、家庭から排出される一般廃棄物であっても、市で処理することが困難な廃棄物について、事業者の拡大生産者責任（※注）に基づく処理を促すとともに、国・県に対して働きかけを行います。 →実施主体：市
No.3 5	不法投棄の防止対策【取り組み目標 6回／週】 不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や市職員によるパトロールを強化するとともに、監視カメラの設置や県・警察との連携を強化します。また、土地の所有者・管理者に不法投棄の注意喚起をするとともに、協働による不法投棄をさせない環境づくりを目指します。 →実施主体：市
No.3 6	環境物品の使用及びグリーン購入の促進 市内事業者のみならず、市も自らが事業者として、グリーン購入（※注）・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。 →実施主体：市、事業者

※注：拡大生産者責任…自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方

※注：グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

第5節 ごみ処理基本計画の策定

第1項 ごみ発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針等との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

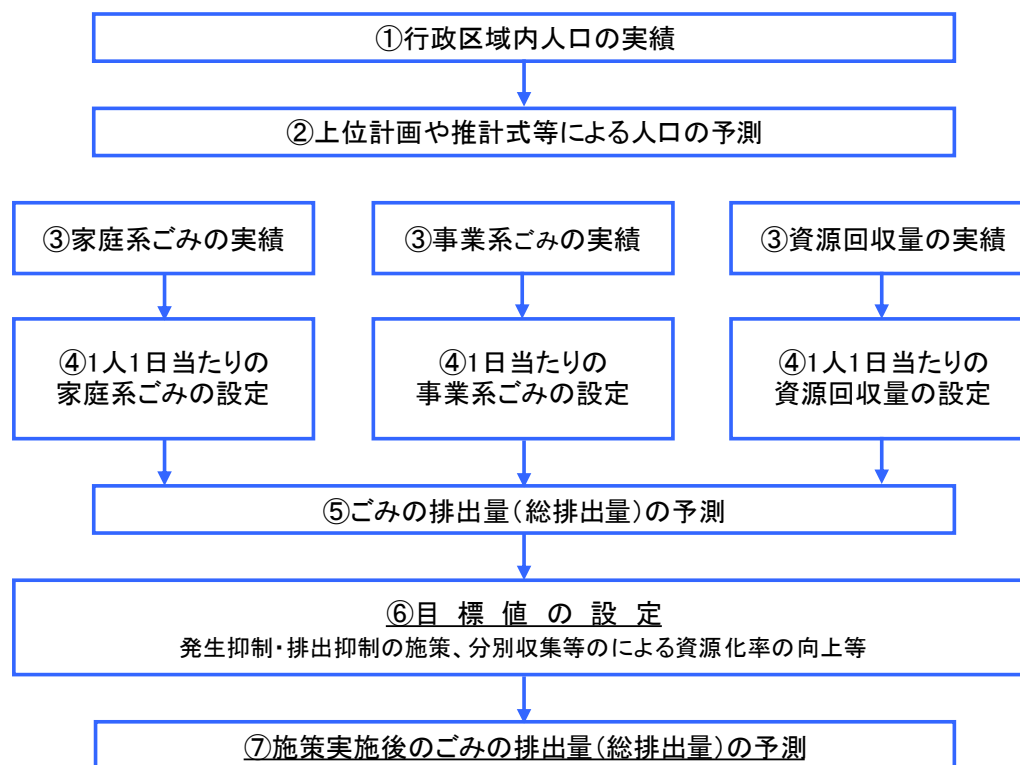
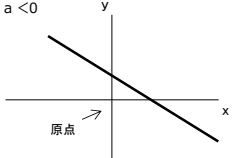
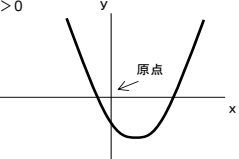
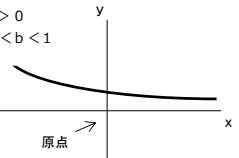
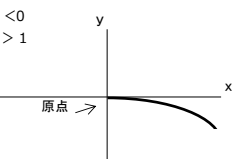
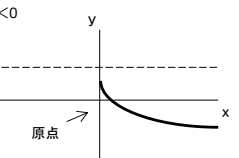
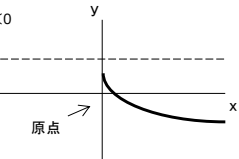
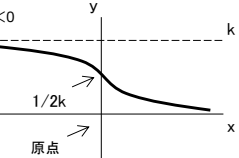


図 3-19 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 家庭系ごみ量、事業系ごみ量、資源回収量の過去5年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量、1人1日当たりの資源回収量を推計式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの家庭系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した1日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。資源回収量は、家庭系ごみ同様の算出をします。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないで再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、資源回収量を算出します。

④で用いる推計式を以下に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 3-25 将来予測に用いる推計式

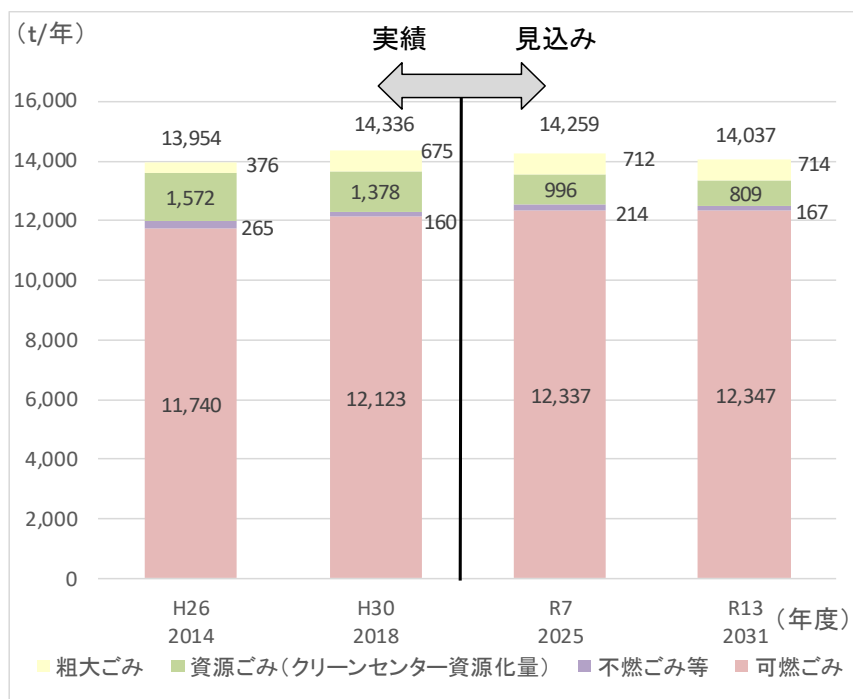
推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$		最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$		放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a^x \cdot b$		年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$		年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$		年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$		年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{a-bx})$		最初は増加（減少）し、途中でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a，b，c＝実績値から定められる係数

1. 種類別ごみ排出量の予測

(1) 家庭系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の家庭系ごみは、令和7年（2025年）度に14,259t、令和13年（2031年）度に14,037tと減少傾向で推移すると見込まれます。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-20 家庭系ごみ排出量の見通し

(2) 事業系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の事業系ごみは、令和7年（2025年）度に5,154t、令和13年（2031年）度に5,168tとなることを見込まれます。

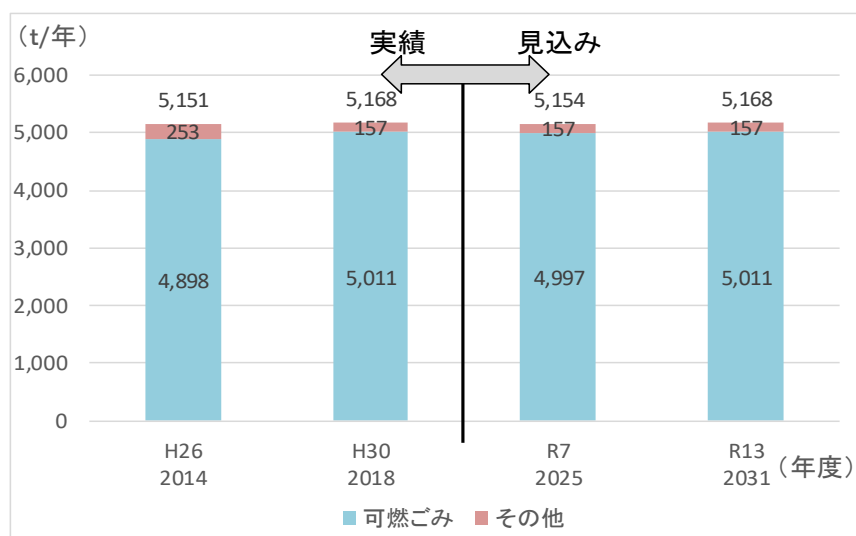
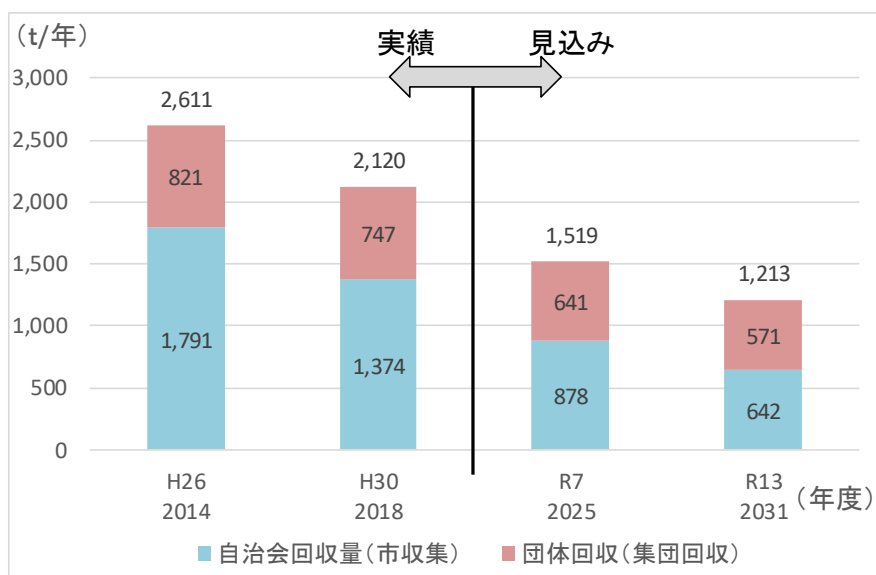


図 3-21 事業系ごみ排出量の見通し

(3) 資源回収量の見通し

現状の傾向が継続した場合の資源回収量は、令和7年（2025年）度に1,519t、令和13年（2031年）度に1,213tと年々減少すると見込まれます。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-22 資源回収量の見通し

(4) ごみ総排出量の見通し

(1) ～ (3) までを合わせた排出量の見通しは、以下ようになります。令和7年（2025年）度に20,932t、令和13年（2031年）度に20,418tとなり、緩やかに減少すると見込まれます。

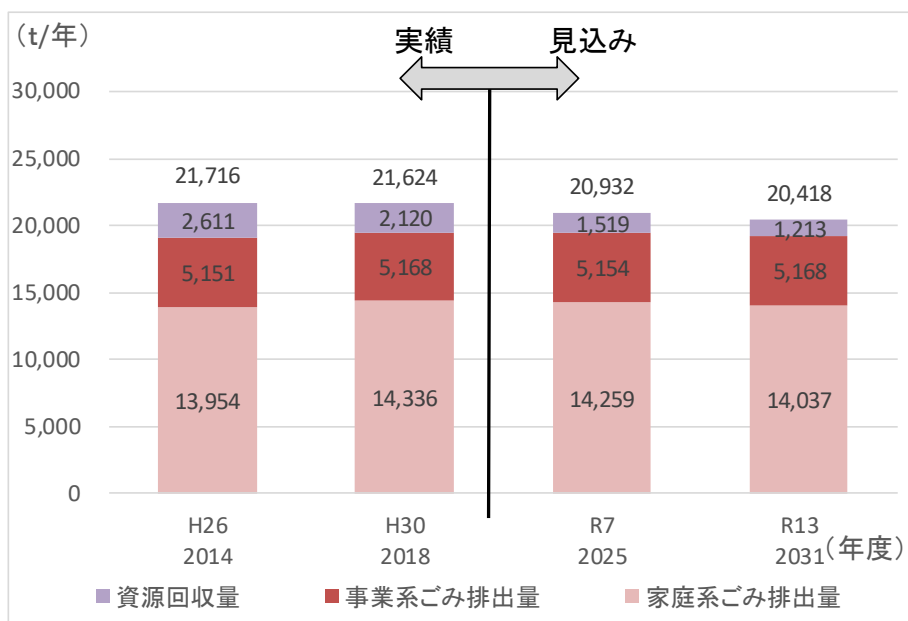


図 3-23 ごみ総排出量の見通し

表 3-26 ごみ排出量の見通し

(年度)

	単位	実績		見通し	
		H26 2014	H30 2018	R7 2025	R13 2031
年間日数	日	365	365	365	366
人口	人	61,927	63,704	65,000	65,000
ごみの排出量	t/年	19,104	19,504	19,413	19,205
可燃ごみ合計	t/年	16,638	17,134	17,334	17,358
不燃ごみ・粗大ごみ等合計	t/年	894	993	1,083	1,038
家庭系ごみ排出量	t/年	13,954	14,336	14,259	14,037
可燃ごみ	t/年	11,740	12,123	12,337	12,347
不燃ごみ等	t/年	265	160	214	167
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	t/年	1,572	1,378	996	809
粗大ごみ	t/年	376	675	712	714
事業系ごみ排出量	t/年	5,151	5,168	5,154	5,168
可燃ごみ	t/年	4,898	5,011	4,997	5,011
その他	t/年	253	157	157	157
資源回収量	t/年	2,611	2,120	1,519	1,213
自治会回収量(市収集)	t/年	1,791	1,374	878	642
団体回収(集団回収)	t/年	821	747	641	571
ごみの総排出量	t/年	21,716	21,624	20,932	20,418
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	845	839	818	807
家庭系ごみ排出量	g/人日	617	617	601	590
可燃ごみ	g/人日	519	521	520	519
不燃ごみ等	g/人日	12	7	9	7
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	g/人日	70	59	42	34
粗大ごみ	g/人日	17	29	30	30
(資源物を除く家庭系ごみ排出量)	g/人日	548	557	559	556
事業系ごみ排出量	g/人日	228	222	217	217
1人1日当たりの自治会回収量(市収集)	g/人日	79	59	37	27
1人1日当たりの団体回収量(集団回収)	g/人日	36	32	27	24
1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	961	930	882	858
1日当たりの事業系ごみ排出量※1	t/日	14	14	14	14
KCS中間処理量	t/年	17,495	18,116	18,285	18,285
資源化量	t/年	6,287	5,530	4,482	3,941
資源回収量	t/年	2,611	2,120	1,519	1,213
クリーンセンター資源化量	t/年	1,572	1,378	996	809
KCS資源化量	t/年	2,103	2,032	1,967	1,919
リサイクル量	t/年	6,287	5,530	4,482	3,941
リサイクル率	-	28.9%	25.6%	21.4%	19.3%
最終処分量	t/年	577	679	685	685
KCS溶融飛灰最終処分量	t/年	575	677	683	683
し尿残渣最終処分量	t/年	2	2	2	2
最終処分率	-	3.0%	3.5%	3.5%	3.6%
原単位	g/人日	25.5	29.2	28.9	28.8

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

2. 本計画の数値目標

(1) 1人1日当たりのごみの総排出量

本市では、令和7年（2025年）度まで人口は増加する見込みとなっていますが、ごみ総排出量は、減少する見込みとなっています。平成30年（2018年）度のごみ総排出量の実績と比較すると令和7年度では3.2%減少する見込みです。第9次千葉県廃棄物処理計画では、令和2年（2020年）度に平成25年（2013年）度比で約10.1%低減する目標となっていますが、本市の令和2年度の見通しでは、達成することは難しいと考えられます。

したがって、本市では、ごみの総排出量について、国計画の目標値に準じた目標値を検討します。

国計画では、令和7年度に1人1日当たりのごみ総排出量の目標値850g以下としていることから、本市も中間目標年度である令和7年度の目標値を850g以下とし、目標年度である令和13年（2031年）度の目標値については、ごみ総排出量の見通しを踏まえ、830g以下とします。

1人1日当たりのごみ総排出量の目標値

中間目標値：令和7年度（2025年度） 850g以下

目標値：令和13年度（2031年度） 830g以下

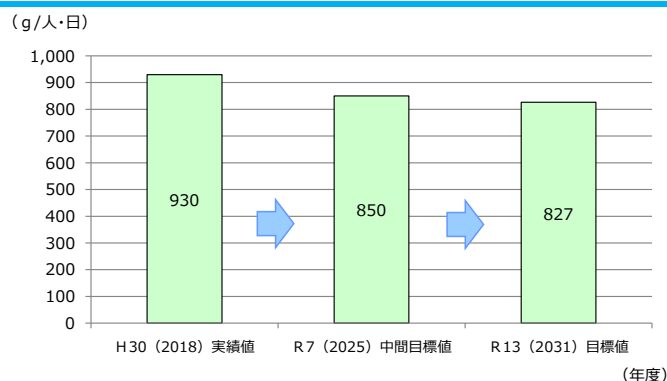


図 3-24 1人1日当たりのごみ総排出量の実績と目標値

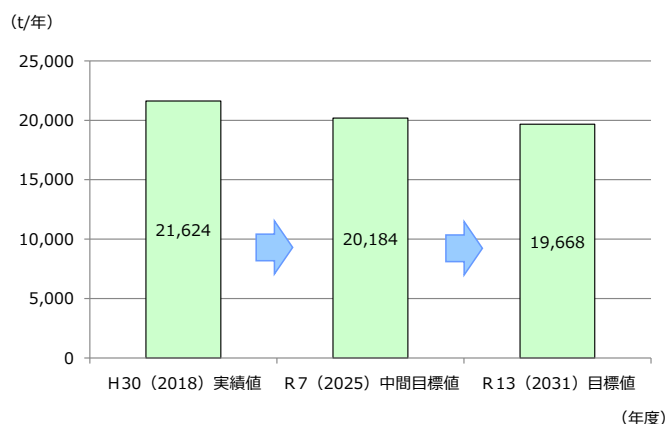


図 3-25 ごみ総排出量の実績と目標値

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）の排出量は、平成29年（2017年）度時点で、国、県平均を上回っています。

国計画の数値目標は、令和7年（2025年）度に440g以下とすることになっていますが、本市の現状を踏まえ、令和13年（2031年）度に440g以下とする数値目標とします。（令和7年度数値目標は、488g以下とします。）

1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）の目標値

中間目標値：令和 7年度（2025年度） 488g 以下

目標値：令和13年度（2031年度） 440g 以下

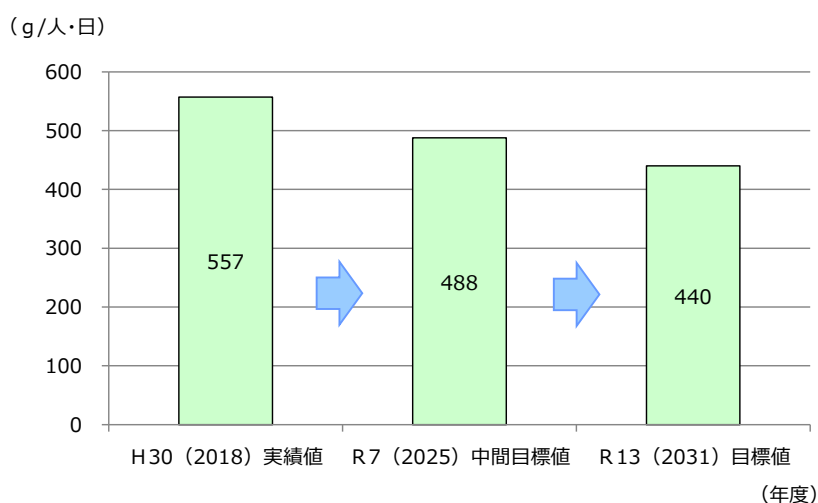


図 3-26 1人1日当たり家庭系ごみ（資源物を除く）の実績と目標値

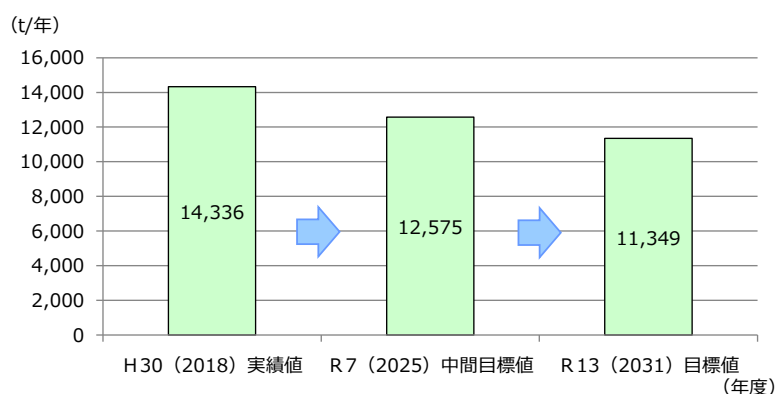


図 3-27 家庭系ごみ排出量の実績と目標値

(3) リサイクル率

本市のリサイクル率は、平成29年（2017年）度時点で、国、県平均を上回っていますが、資源化量については、減少してきています。これは、古紙の回収量が減少したことなどが考えられます。現状では、県計画に掲げる令和2年（2020年）度の目標値である30%を達成することは、困難な状況となっています。

しかし、循環型社会を構築する上で、リサイクルは重要であることから、分別の徹底、自治会回収等の推進や新たな取り組みを実施することで、令和7年（2025年）度は、27%以上、令和13年（2031年）度には、30%以上を達成することを目標とします。

リサイクル率の目標値

中間目標値：令和7年度（2025年度） 27%以上

目標値：令和13年度（2031年度） 30%以上

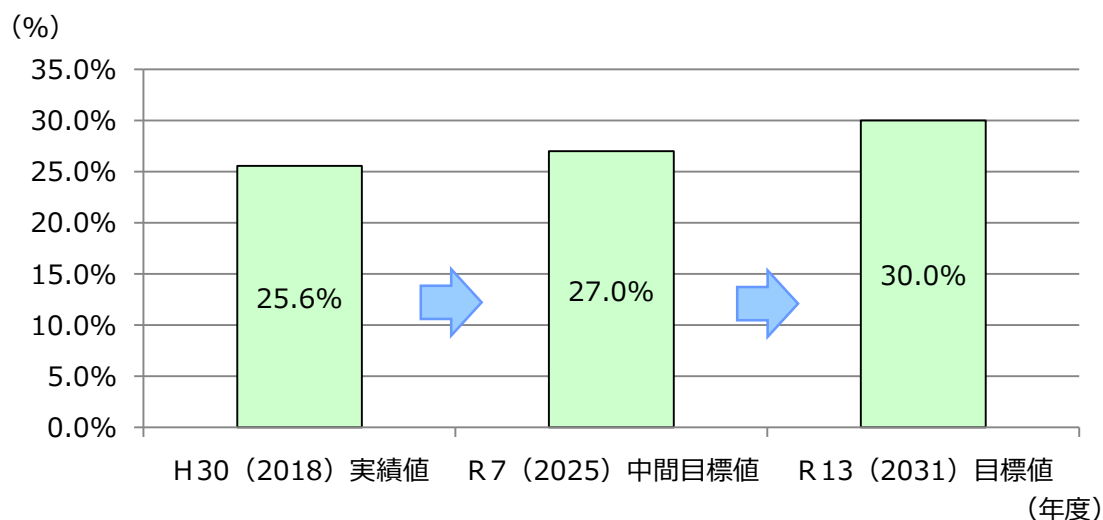


図 3-28 リサイクル率の実績と目標値

(4) 最終処分量

本市が最終処分している廃棄物のほとんどは、KCSでの溶融処理により発生する溶融飛灰となっています。

最終処分量は、ごみ処理量に比例することから、ごみ減量化・資源化を促進し、令和7年（2025年）度に613t以下、令和13年（2031年）度には、575t以下に削減することとします。

最終処分量の目標値

中間目標値：令和 7年度（2025年度） 613t 以下
目標値：令和13年度（2031年度） 575t 以下

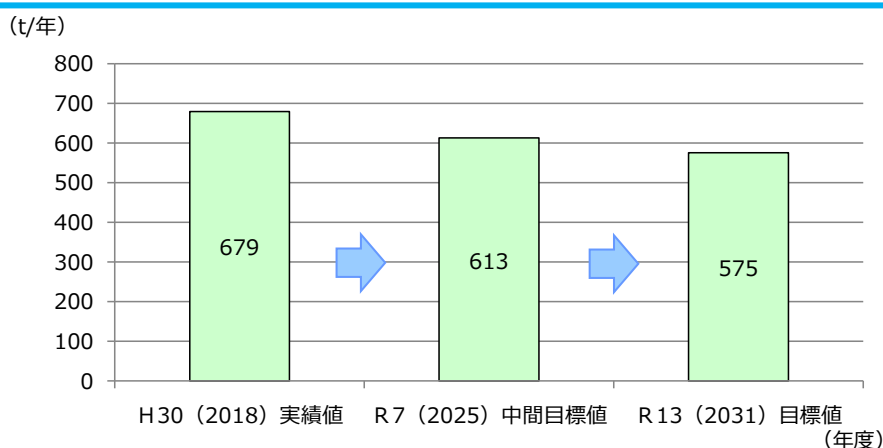


図 3-29 最終処分量の実績と目標値

(5) リサイクルを実践している市民の割合

市が実施している「袖ヶ浦市政に関する市民意識調査」において、「リサイクルを実践している市民の割合」を調査しています。

本市の現状及び今後の新たな取り組みを踏まえ、令和7年度に90%以上、令和13年度には、93%以上に向上することを目標とします。

リサイクルを実践している市民の割合の目標値

中間目標値：令和 7年度（2025年度） 90% 以上
目標値：令和13年度（2031年度） 93% 以上

日頃からリサイクルを実践している市民の割合

調査年度	割合
平成23年度・2011年度	82.7%
平成26年度・2014年度	85.7%
平成31年度・2019年度	83.9%
令和 元年度・2019年度	83.5%

表 3-27 目標を達成した場合の排出量

(年度)

	単位	実績		目標	
		H26 2014	H30 2018	R7 2025	R13 2031
年間日数	日	365	365	365	366
人口	人	61,927	63,704	65,000	65,000
ごみの排出量	t/年	19,104	19,504	17,503	16,290
可燃ごみ合計	t/年	16,638	17,134	15,431	14,450
不燃ごみ・粗大ごみ等合計	t/年	894	993	1,076	1,031
家庭系ごみ排出量	t/年	13,954	14,336	12,575	11,349
可燃ごみ	t/年	11,740	12,123	10,653	9,659
不燃ごみ等	t/年	265	160	214	167
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	t/年	1,572	1,378	996	809
粗大ごみ	t/年	376	675	712	714
事業系ごみ排出量	t/年	5,151	5,168	4,928	4,941
可燃ごみ	t/年	4,898	5,011	4,778	4,791
その他	t/年	253	157	150	150
資源回収量	t/年	2,611	2,120	2,681	3,378
自治会回収(市収集)	t/年	1,791	1,374	2,040	2,807
団体回収(集団回収)	t/年	821	747	641	571
ごみの総排出量	t/年	21,716	21,624	20,184	19,668
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	845	839	738	685
家庭系ごみ排出量	g/人日	617	617	530	477
可燃ごみ	g/人日	519	521	449	406
不燃ごみ等	g/人日	12	7	9	7
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	g/人日	70	59	42	34
粗大ごみ	g/人日	17	29	30	30
(資源物を除く家庭系ごみ排出量)	g/人日	548	557	488	443
事業系ごみ排出量	g/人日	228	222	208	208
1人1日当たりの自治会回収量(市収集)	g/人日	79	59	86	118
1人1日当たりの団体回収量(集団回収)	g/人日	36	32	27	24
1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	961	930	851	827
1日当たりの事業系ごみ排出量※1	t/日	14	14	13.5	13.5
KCS中間処理量	t/年	17,495	18,116	16,348	15,343
資源化量	t/年	6,287	5,530	5,574	6,035
資源回収量	t/年	2,611	2,120	2,681	3,378
クリーンセンター資源化量	t/年	1,572	1,378	996	809
KCS資源化量	t/年	2,103	2,032	1,897	1,848
リサイクル量	t/年	6,287	5,530	5,574	6,035
リサイクル率	-	28.9%	25.6%	27.6%	30.7%
最終処分量	t/年	577	679	613	575
KCS溶融飛灰最終処分量	t/年	575	677	611	573
し尿残渣最終処分量	t/年	2	2	2	2
最終処分率	-	3.0%	3.5%	3.5%	3.5%
原単位	g/人日	25.5	29.2	25.8	24.2

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

第2項 ごみの発生・排出抑制施策の展開

1. ごみ処理の目標達成に向けた役割

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

市民・地域・事業者・行政が協働して取り組むとともに、それぞれが主体的に役割を果たしていく必要があります。

(1) 市の役割

市は、本計画に定める取り組みの展開を図り、地域住民の生活に密着した循環システムを構築する役割を有するとともに、自らも事業者として、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するものとします。

【具体的な行動例】

- 本計画に定める取り組みの展開を図ります。
- 廃棄物処理事業者、資源再生事業者の指導・育成を図ります。
- 廃棄物の不法投棄・不適正処理の行為者へ厳正な措置を行います。

(2) 市民の役割

ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させ、実践するには、理解と関心を深めることが重要となります。ごみ処理は市の責任で行われていますが、ごみを排出する主体は自分たちだということを市民一人ひとりが意識して、ごみや資源を取巻く課題解決に向けて取り組んでいくことを目指します。

【具体的な行動例】

①ごみを出さない生活を心がけます

- 買った食材を使い切ることや、食べ残しを減らす食生活を目指します。
- 使い捨て商品や過剰包装のものを買わないようにします。
- 買い物袋を持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- マイボトルの使用や、詰め替え商品の購入による容器包装の削減を図ります。
- 長く使えるものを買ひ、修理して使うなど、ものを大切にします。
- 捨てる前に、リユースや修理して使えないか検討します。
- 再生素材を利用した製品や再利用可能な商品を積極的に購入します。
- ものを修理してくれる事業者や環境に配慮した売り方をする事業者を積極的に利用し、支援します。

②不用物はできるだけ資源化を図ります

- 紙ごみは、できる限り資源物として排出します。
- 地域や学校で資源回収を積極的に行います。
- 生ごみ肥料化容器等の利用により、生ごみの堆肥化に努めます。
- 市民・地域が主催するごみ減量キャンペーンの開催を検討します。

③ごみは適正に処分します

- ごみ出しのルールを順守します。
- 無許可の不用品回収業者は利用しません。
- 利用するごみステーションはお互いが協力して清潔に維持管理します。
- ごみの自家焼却、野焼き行為、不法投棄は絶対に行いません。
- 地域での不法投棄や不適正処理がないか、市民の目でも監視します。
- 自己所有地に不法投棄されないよう、日頃から見回りを行います。

(3) 地域の役割

ごみ出し困難世帯の出現など、高齢化社会に伴う現代特有の課題や一方で、市民がごみ出しルールを守らない等、地域で課題に差があるため、それぞれの地域に応じた対応を、地域で担う必要があります。

【具体的な行動例】

- 清潔なごみステーションの維持管理を基盤とした利用者間のコミュニティ機能の仕組みづくりを行うことにより、自治会への参加につなげます。
- ごみの減量化・資源化に関して、地域に応じた情報提供を図ります。
- 地域内で不法投棄が発生しないよう、地域での見回りを行います。

(4) 事業者の役割

事業者は、自らが排出する事業系ごみを適正に処理する責任を有しているだけでなく、消費者が排出するごみの減量化・資源化に貢献する必要があります。

【具体的な行動例】

①自ら排出する事業系ごみをできるだけ減らします

- 事業活動によって生じる廃棄物の減量を図ります。
- 事業で発生する不用品については、最大限の再生利用・再資源化を図り、どうしてもできないもののみ廃棄物として処理します。
- 事業所でごみを排出するのは、一人ひとりの従業員であることから、従業員への社内教育を十分に取り組みます。
- 先進的な事業者の取り組みは、他の事業者においてとても有益な情報であることから、見学会や講習会などを開催して、事業者間の情報の共有化を図っていきます。

②循環型社会の構築に貢献します

- 小売店は、買い物袋持参の市民を優遇するよう努めます。
- 製造、販売した製品や容器包装が不用となった場合の回収に努めます。
- 使い捨て商品、過剰包装製品を製造・販売している場合は、リサイクルしやすい製品の研究開発、製造販売に転換を図ります。
- 耐用年数の長い製品の開発、製造、販売、アフターケアに努めます。
- 物品調達の際は、再生素材利用製品、再利用可能製品を積極的に購入します。

③廃棄物の適正処理と不法投棄・不適正処理対策を実施します

- 廃棄物は事業者責任において適正に処理し、処理を委託した場合は委託先において適正に処理されているか確認します。

(5) 協働による役割

ごみの減量化・資源化を促進するために、市、市民、地域、事業者は相互に協力することで、より効果的な対策を講じるよう努めます。

【具体的な行動例】

- 市と市民、地域と事業者など、相互が集まり、ごみの減量や資源化に関する勉強会などを開催することで知識を深めるとともに、個別の取り組みを相乗的に高めます。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

第1項 生活排水の処理の現状

1. 処理形態別人口の推移

本市における水洗化・生活雑排水処理人口（コミュニティプラント、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設）、水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）は、以下のとおりです。

過去5年間に於いて、処理形態別人口は、やや増加傾向で推移しており、処理形態別人口比率も大きな変動がありません。平成30年（2018年）度で、公共下水道人口67.3%、合併処理浄化槽人口18.8%、農業集落排水施設人口4.5%、コミュニティプラント人口0.4%、単独処理浄化槽人口7.7%となっています。

公共下水道人口と合併処理浄化槽人口と農業集落排水施設人口とコミュニティプラント人口を合わせ、計画処理区域内人口で除した生活排水処理率も同様に横ばいで推移し、平成30年度では90.99%となっています。

（年度）

表 4-1 処理形態別人口の実績

（単位：人）

区分	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
1. 計画処理区域内人口	61,928	62,147	62,390	63,251	63,704
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	55,986	56,233	56,698	57,418	57,964
(1) コミュニティプラント	542	243	263	263	262
(2) 合併処理浄化槽	11,949	12,060	12,144	11,982	11,980
(3) 公共下水道	41,124	41,176	41,431	42,249	42,858
(4) 農業集落排水施設	2,371	2,754	2,860	2,924	2,864
水洗化・生活雑排水処理率	90.40%	90.48%	90.88%	90.78%	90.99%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	5,374	5,234	5,073	5,007	4,914
4. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

2. 生活排水の処理体制

(1) 生活排水の収集運搬

1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

表 4-2 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分	収集頻度	収集運搬主体
し尿（仮設トイレを含む）	申し込みの都度	許可業者
浄化槽汚泥	申し込みの都度	許可業者

2) 収集運搬の方法

- ・ 公共下水道供用開始区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排水を公共下水道に接続し排水します。
- ・ 農業集落排水処理区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排水を農業集落排水に接続し排水します。
- ・ 一般家庭及び事業所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。
- ・ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。
- ・ 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければなりません。保守点検は、千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については、市長が許可した浄化槽清掃業者に依頼します。
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。

3) 一般廃棄物収集運搬業許可（し尿・浄化槽汚泥）の方針

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを勘案した場合、既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保されるため、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

(2) 生活排水処理の中間処理

1) 中間処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理し、希釈処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場にて処理を行います。

きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者によりKCSへ排出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（熔融スラグ化）を行うものとします。

なお、発生した沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入しています。

2) 施設の概要

(a) し尿等積み替え施設

表 4-3 施設の概要

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター し尿等積み替え施設 (旧：し尿処理施設)
所在地	袖ヶ浦市中袖 4-6
処理方式・内容	受入貯留施設にて前処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末 処理場にて処理を行う
処理能力	50kl／日（し尿：20kl／日、浄化槽汚泥：30kl／日）
稼働年月日	平成 14 年（2002 年）4 月 1 日 （し尿処理施設として平成 4 年（1992 年）3 月竣工）
管理主体	市（委託）

(b) K C S （ごみ処理基本計画と同じ）

3) 生活排水の最終処分

(a) 最終処分の概要

きょう雑物及び脱水汚泥の中間処理（K C S）により発生する溶融飛灰（本市分）については、民間最終処分場にて埋立処分しています。

し尿等積み替え施設から発生する沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

(b) 最終処分場の概要

表 4-4 最終処分場の概要

処分先施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-250
平成 30 年（2018 年）度処分内容	種類：汚泥（し尿沈砂） 数量：2 t / 年 処分方法：埋立処分

3. 生活排水の処理実績

(1) 生活排水処理量の推移

表 4-5 生活排水処理量の推移

(年度)

区分	単位	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
収集量	し尿	k l	1,308	1,395	1,537	1,431
	浄化槽汚泥	k l	10,078	9,670	10,104	9,746
	合計	k l	11,386	11,065	11,641	11,177

(2) 生活排水処理費用

表 4-6 生活排水処理費用の推移

(年度)

(単位：千円)

区分	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
建設・改良費	12,107	14,234	21,317	19,872	8,458
中間処理費	16,789	14,522	13,184	14,311	15,466
その他費用	36,604	35,408	37,645	35,832	36,095
合計	65,500	64,164	72,146	70,015	60,019

4. 生活排水処理の評価

(1) 生活排水処理の評価

実績：平成30年（2018年）度生活排水処理率90.99%

評価：下水道処理人口、農業集落排水処理人口の増とともに、規制緩和による市街化区域隣接地の開発増加により合併処理浄化槽設置人口も大幅な増加となったことから、生活排水処理率90.99%に向上し、千葉県平均の88.6%を上回っています。しかし、全国平均の91.4%を下回っていることから、引き続き、処理率の向上に努めます。

(2) 生活排水処理の課題

- 合併処理浄化槽の普及促進等により、生活排水処理率は年々上昇していますが、今後も引き続き、各污水处理施設の特性を活かし、効率的、計画的な施設の維持管理を行うとともに、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図り、生活排水未処理人口をできるだけ減少させていく必要があります。
- 公共下水道や合併処理浄化槽の設置状況に関わらず、廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用などは、設備の機能低下が懸念されるため、日頃から情報提供や啓発の必要があります。
- 浄化槽の維持管理については、法令によって定期的な保守点検、清掃及び水質検査が義務付けられていますが、県内においては水質検査を受検していない設置者が多いことから、浄化槽の機能低下による、公共用水域への影響が懸念されています。これらのことから、浄化槽の設置者に対し、維持管理の徹底に向けた啓発活動を通じて、適正管理を促進する必要があります。
- し尿等積み替え施設は現在、稼働開始から25年以上が経過し、老朽化が進行しており、長期的な安定処理に懸念が生じているため、維持管理方法や施設の今後のあり方について検討する必要があります。

第2節 生活排水処理基本方針

第1項 生活排水処理基本方針

これまでの生活排水対策の方針としては、生活排水の適正処理を図るため、生活排水処理施設の整備に重点を置いてきたところですが、千葉県において、県全域を対象にした総合的な汚水処理の構想として「全県域汚水適正処理構想」が策定され、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種事業が推進されています。

このことから、生活排水処理のうち、本市で整備している公共下水道及び農業集落排水については、構想に基づいて適正な汚水処理施設整備の促進を図るものとし、本計画では、個別処理である合併処理浄化槽への転換促進及びし尿・浄化槽汚泥の適正に処理することを基本方針とします。

基本方針1 合併処理浄化槽への転換促進

生活排水（し尿及び生活雑排水）は水環境に与える負荷が大きいことから、飲料水や水生生物の生息環境等として重要な河川等の公共用水域を健全に保ち、水路等の身近な地域環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道・農業集落排水施設の整備と併せ、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備を促進することで、一般廃棄物処理の観点から生活排水の適正処理を図ります。

基本方針2 浄化槽の適正管理の推進

既に設置されている浄化槽（合併及び単独）が処理能力を十分に発揮できるように、市民や事業者に対して、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性等を啓発します。また、不適正な管理状態にある浄化槽については、指導権限のある県と連携を図りながら改善を図ります。

基本方針3 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥については、し尿積み替え施設にて前処理を行い、下水道終末処理場を活用した処理を継続するとともに、し尿積み替え施設で発生した汚泥については、中間処理による減容化及び資源化を継続して実施します。

第2項 生活排水処理計画の施策

1. 施策の体系

3つの基本方針を実現するため、本市が進める具体的な施策は以下のとおりです。

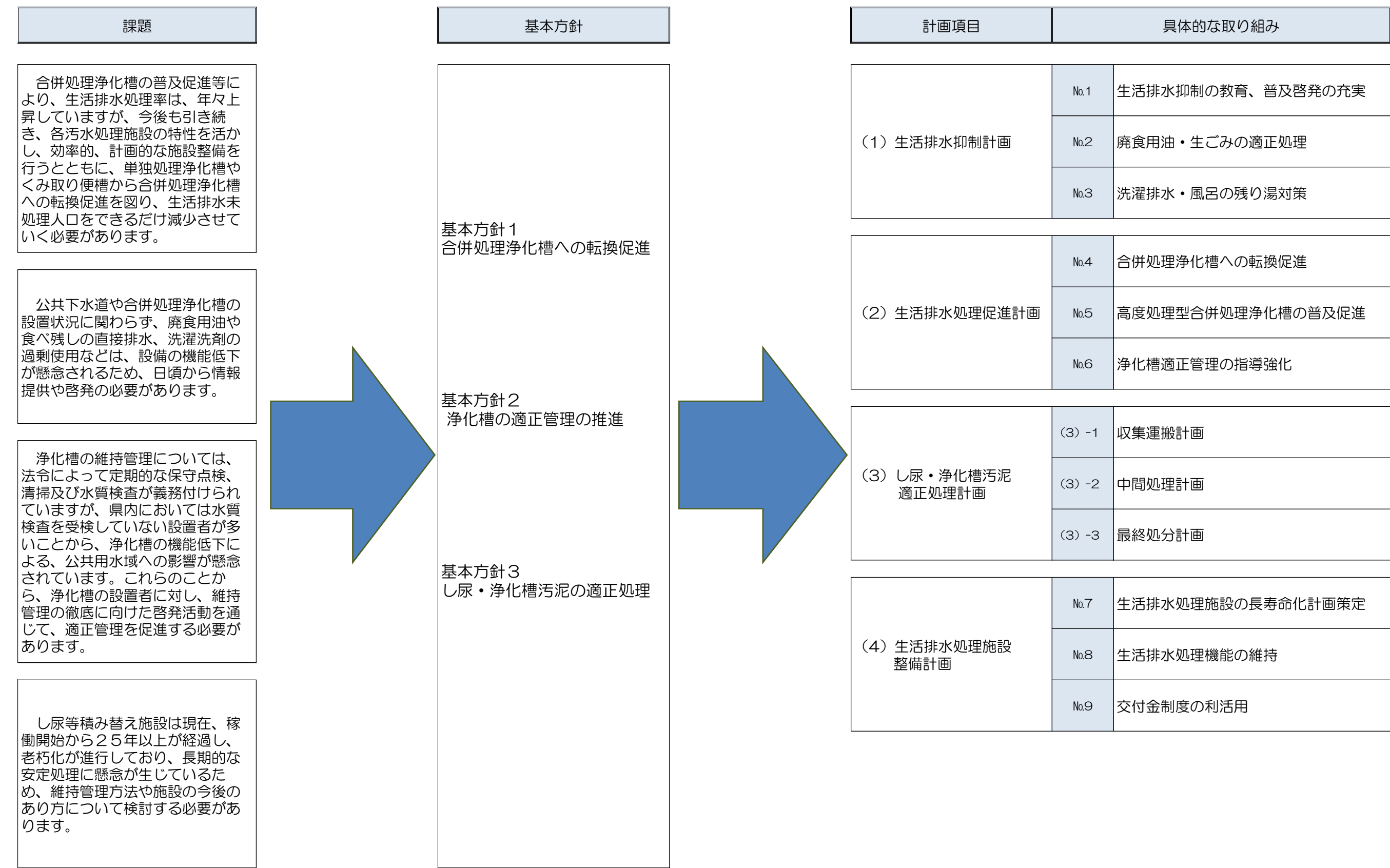


図 4-1 施策体系図

2. 基本方針に基づく取り組み

(1) 生活排水抑制計画

1) 生活排水抑制に係る基本方針

生活排水は、台所・風呂・洗濯など各家庭内から発生するものであり、行政側が一方的に規制することは困難であることから、広報や地域などを通じて、生活排水が水路などの住環境に与える影響を示し、生活排水の排出抑制と水質浄化に対する意識の啓発を推進します。

(1) 生活排水抑制計画	
No. 1	生活排水抑制の教育、普及啓発の充実【取り組み目標 3回／年】 生活排水が水環境へ与える影響等に関する意識を育むため、学校や地域社会において、職員出前講座等による広報活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。 →実施主体：市
No. 2	廃食用油・生ごみの適正処理 廃食用油や食べ残し等が、直接台所から排水しないよう排水ネットの利用など、家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、廃食用油を資源として有効活用するため、資源回収自治会事業での回収に協力してもらえよう普及啓発活動を行います。 →実施主体：市
No. 3	洗濯排水・風呂の残り湯対策 洗濯に使用する洗剤には、無リン合成洗剤やせっけんを使用するとともに、洗剤を過剰使用しないよう普及啓発活動を行います。 また、風呂の残り湯を洗濯等に再利用するよう普及啓発活動を行います。 →実施主体：市

(2) 生活排水処理促進計画

1) 生活排水処理促進に係る基本方針

公共下水道・農業集落排水施設が整備されている地域では、これら施設への接続を優先するとともに、その他の地域における生活排水処理対策として、国、県の補助制度を活用した合併処理浄化槽の設置支援事業を今後も継続するものとします。

特に、生活雑排水を未処理のまま放流している既設の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換や、窒素やリンをより多く除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

(2) 生活排水処理促進計画	
No. 4	合併処理浄化槽への転換促進【取り組み目標 8基／年】 単独処理浄化槽や汲み取り便槽を利用している家庭については、合併処理浄化槽への転換を促すとともに、合併処理浄化槽設置事業補助金制度の利活用について啓発を行います。また、住宅の周辺に排水先が無い地域については、蒸発拡散装置等の設置について、生活排水処理施設設置事業補助金の活用を併せて啓発を行います。 →実施主体：市
No. 5	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進【取り組み目標 17基／年】 新規に合併処理浄化槽を設置する家庭については、窒素やリンをより多く除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。 →実施主体：市
No. 6	浄化槽適正管理の指導強化 既に設置されている浄化槽（合併及び単独）が処理能力を十分に発揮できるように、市民や事業者に対して、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性等を啓発します。また、不適正な管理状態にある浄化槽については、指導権限のある県と連携を図りながら、改善を求めるものとします →実施主体：市

(3) し尿・浄化槽汚泥適正処理計画

(3)－1 収集・運搬計画

収集区域は、原則として下水道及び農業集落排水の供用開始区域外を対象としますが、下水道等への未接続世帯等も含めるものとします。

収集・運搬については、現状どおり許可業者によるものとしますが、近年の市街化区域周辺開発の増加による浄化槽汚泥の増加や、今後の下水道等の普及によるし尿等収集量の変化に対応した収集・運搬体制を整備していくものとします。

(3)－2 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、現状どおり市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理し、希釈処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場へ投入します。

きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者によりKCSへ排出し、ごみ処理と併せて再資源化处理（溶融スラグ化）を行います。

(3)－3 最終処分計画

市のし尿等積み替え施設で発生する沈砂等は、現状どおり市のクリーンセンター最終処分場で埋立処分します。

(4) 生活排水処理施設整備計画

1) 生活排水処理施設整備に係る基本方針

袖ヶ浦クリーンセンター内のし尿等積み替え施設（旧：し尿処理施設）は、稼働開始から25年以上が経過し老朽化が進行しており、対応が必要となっています。

し尿等積み替え施設については、日常の運転管理と定期的な点検整備、基幹的設備の更新等を適正かつ的確に実施することで設備機能を保持し、施設をできるだけ長く維持活用できるよう、施設の長寿命化を図ることを基本とします。

また、し尿等積み替え施設の再整備は、袖ヶ浦市下水道最終処分場の整備方針の影響を大きく受けることとなるため、実施にあたっては整合性を図るものとします。

(4) 生活排水処理施設整備計画	
No. 7	生活排水処理施設の長寿命化計画策定
	環境省が作成した「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生センター編）」を参考に、し尿積み替え施設の長寿命化計画を策定します。 →実施主体：市
No. 8	生活排水処理機能の維持
	施設の長寿命化計画に基づき、施設の基幹的設備の更新等を適正かつ的確に実施するとともに、更新前においても設備機能の保持に努めます。 →実施主体：市
No. 9	交付金制度の利活用
	し尿等積み替え施設の再整備検討にあたっては、既存施設の解体費用も生じることから、交付金制度等を利活用した財源確保を図ります。 →実施主体：市

第3項 生活排水処理の取り組みの進展に向けた役割

1. 市の役割

- 地域における環境教育・環境学習の場を提供します。
- 合併処理浄化槽設置補助制度・生活排水処理施設設置補助制度の周知を図ります。
- 浄化槽の適正管理の広報活動を行います。

2. 市民の役割

- 市民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であることを認識し、生活排水が水環境に与える影響を理解します。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及区域では、速やかに接続を行います。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及地域以外で汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、合併処理浄化槽への早期転換を検討します。
- 浄化槽の維持管理を適正に行います。
- 合併処理浄化槽を新設する場合は、高度処理型の採用に努めます。
- 家庭からの排水に、油、固形物等を混入させないようにします。
- 節水や風呂の残り湯の再利用を心がけ、水環境への負荷を減らします。
- 地域の水質向上のため、水路の清掃活動に積極的に協力します。

3. 事業者の役割

- 生活排水が水環境に与える影響を理解します。
- 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理施設を整備します。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及区域では、速やかに接続を行います。
- 公共下水道、農業集落排水施設普及地域以外で単独処理浄化槽を使用している事業者は、合併処理浄化槽への早期転換を図ります。
- 合併処理浄化槽を新設する場合は、高度処理型の採用に積極的に努めます。
- 浄化槽の維持管理を適正に行います。
- 水質向上のため、地域の水路清掃活動に積極的に協力します。

第5章 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCAサイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。

また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理するものとします。

計画の進捗状況については、中間年度を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

PDCAサイクルの概念図を示します。

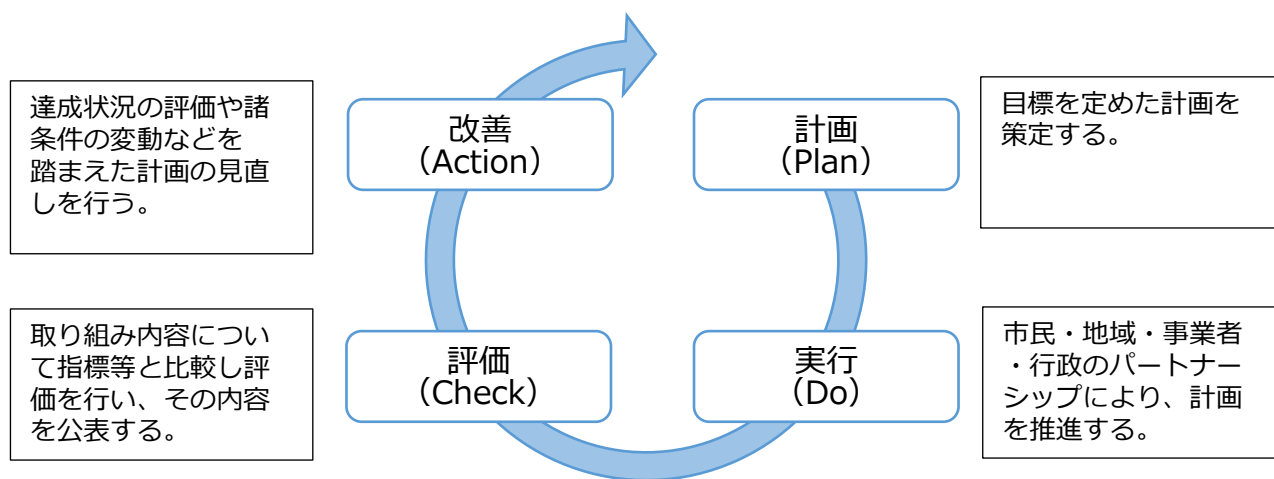


図 5-1 PDCAサイクルの概念図

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画

発行年月 令和2年3月

発行 千葉県袖ヶ浦市廃棄物対策課
住所 千葉県袖ヶ浦市長浦 580-5